

2010年3月25日 全38頁

国際会計基準導入に関するアンケート調査結果

制度調査部
吉井 一洋

[要約]

- 大和総研は、大和インベスター・リレーションズ株式会社の協力を得て、「国際会計基準導入に関するアンケート調査」（調査期間:2009年8月25日から9月16日）を実施した。本稿は、その結果をまとめたものである。

【アンケート調査担当】

- | | | |
|--------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| ○企画・編集・アンケート調査項目作成 | 大和総研 制度調査部 | 吉井 一洋 |
| ○調査結果データの取りまとめ | | 是枝 俊悟 |
| ○アンケート調査の図表作成 | 情報基盤統括部 | 橋本 美和
高野 淳子 |
| ○アンケート調査項目送付・回答集計 | 大和インベスター・リレーションズ
総務・企画部 企画グループ | 松永 聖祥
柏崎 雅代
岩本 将宏 |

1. 調査の概要

[1] 調査の背景と目的

2009年6月16日に企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が公表され、国際会計基準に注目が集まっている。これまでわが国では、国際会計基準とわが国の会計基準の相違を調整するコンバージェンスによる対応を行ってきた。しかし、海外では国際会計基準を自国の会計基準として受け入れるアダプションによる対応が主流となってきている。2008年8月には、米国のSEC（証券取引委員会）がアダプションの方向性を示した。米国企業に対して国際会計基準の任意適用を認めるとともに、米国企業に適用を強制するか否かを2011年に判断し、強制適用する場合は2014年から16年にかけて適用対象企業を段階的に拡大していく旨を発表し、11月にその規則案を公表している。

このような米国の動きを受けて、わが国においても、企業会計審議会が2008年秋からアダプションに向けた検討を開始し、冒頭で述べた報告書を取りまとめた。報告書では2010年3月期から一部の上場企業に国際会計基準の任意適用を認め、2012年に全上場企業に対して適用を強制するか否かを判断し、適用を強制する場合は、2015年または16年から適用を開始する旨が述べられている。その一方で、コンバージェンスのためのわが国会計基準の見直しも継続していく。

国際会計基準は、原則主義である、わが国のように会社法や税法の制約がなく投資者保護に特化している、貸借対照表重視であり時価評価的で、オフバランスの項目をオンバランス化する傾向がある、といった特徴がある。さらに最近では、金融商品や退職給付債務などをはじめ、重要な会計基準の見直しが検討されている。

アンケート調査では、このような状況を踏まえ、発行会社（財務諸表作成者）と投資家・アナリスト（財務諸表利用者）を対象に、国際会計基準の導入に対する賛否、わが国の対応方法への意見、導入に向けた対応状況、国際会計基準導入による影響、個別の会計基準に対する意見などについて質問している。

[2] 調査方法

アンケート調査は、大和インベスター・リレーションズ株式会社の協力を得て、発行会社（財務諸表作成者）としては、同社の作成資料の配布先として登録している会社のIR担当者等、投資家等（財務諸表利用者）としては、企業の決算説明会の案内状等の送付先として登録しているアナリスト（バイサイド・セルサイド両方）やファンドマネジャーに、アンケートの質問状が掲載されたウェブサイトのアドレスを送付し、回答してもらう方法で行った。

[3] 調査対象

発行会社（財務諸表作成者）： 登録者数 1,287 名

アナリスト・ファンドマネジャー等（財務諸表利用者）： 登録者数 2,472 名

[4] 調査期間

2009年8月25日から9月16日

[5] 回答数

発行会社（財務諸表作成者）： 76 件

アナリスト・ファンドマネジャー等（財務諸表利用者）： 154 件

合計： 230 件

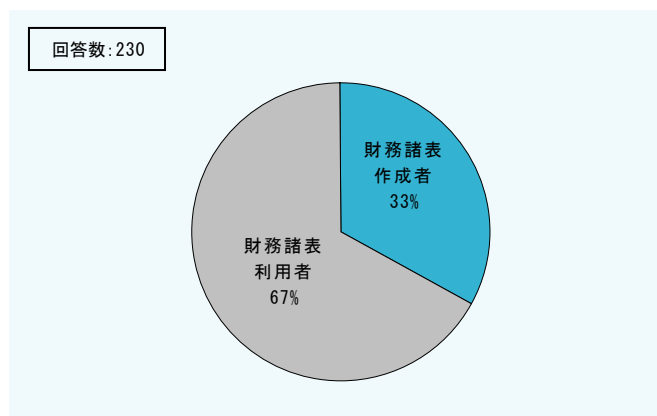
2. 調査結果

【1. 貴社・貴殿のプロフィールについて】

質問0 あなたは、財務諸表作成者、財務諸表利用者のどちらですか。

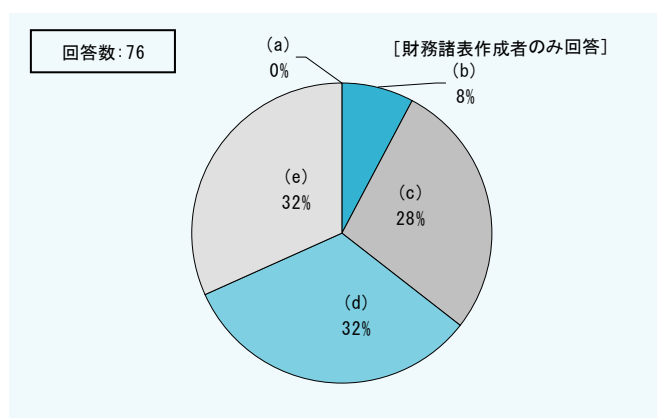
財務諸表作成者(事業会社の IR 担当者、経理・財務部門、経営企画部門等の方を含む)

財務諸表利用者(証券アナリスト、ファンドマネージャー、投融資担当者など)



質問 1A-1 資本金の額についてお答え下さい。

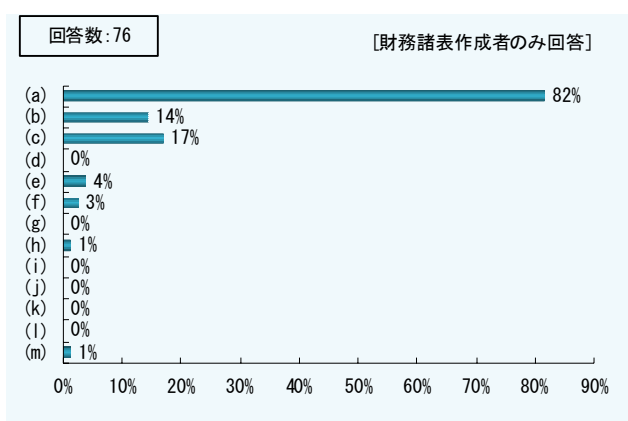
- (a)1 億円未満 (b)1 億円以上 10 億円未満 (c)10 億円以上 100 億円未満 (d)100 億円以上 500 億円未満
(e)500 億円以上



質問 1A-2 上場市場についてお答え下さい。(複数回答可)

- (a)東証1部・2部 (b)大証1部・2部 (c)新興市場※ (d)東京 AIM (e)その他国内市場 (f)米国市場
(g)英国市場 (h)欧州市場(英国以外) (i)中国市場(香港以外) (j)インド市場 (k)香港 (l)シンガポール
(m)その他

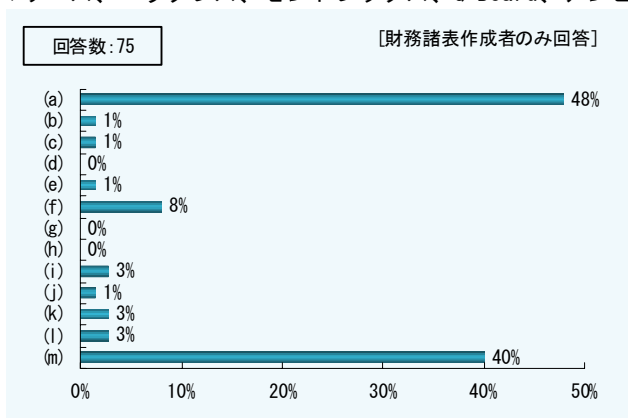
※ 新興市場とは、JASDAQ、マザーズ、ヘラクレス、セントレックス、Q-Board、アンビシャスを指します。



質問 1A-3 将来上場を考えている市場についてお答え下さい。(複数回答可)

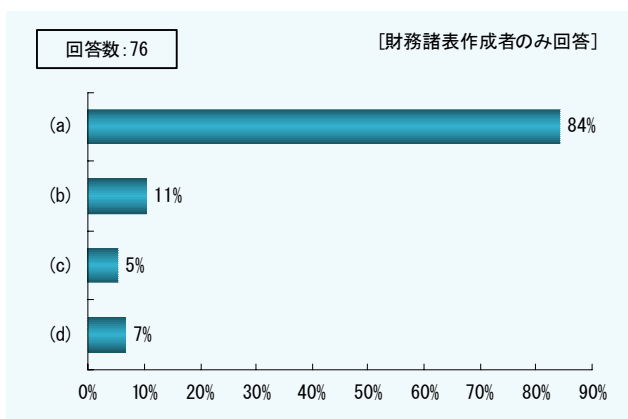
- (a) 東証 1 部・2 部 (b) 大証 1 部・2 部 (c) 新興市場※ (d) 東京 AIM (e) その他国内市場 (f) 米国市場
 (g) 英国市場 (h) 欧州市場(英国以外) (i) 中国市場(香港以外) (j) インド市場 (k) 香港 (l) シンガポール
 (m) その他

※ 新興市場とは、JASDAQ、マザーズ、ヘラクレス、セントレックス、Q-Board、アンビシャスを指します。



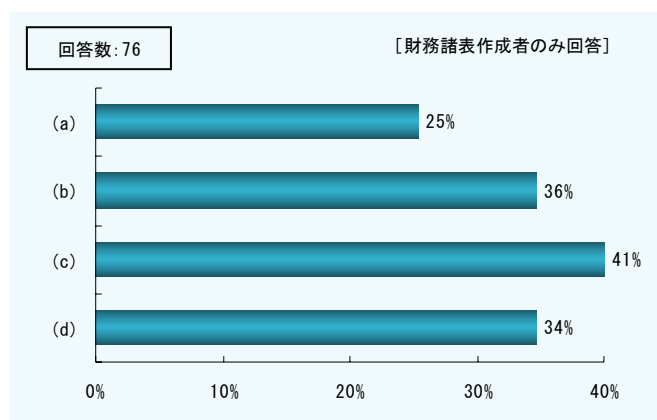
質問 1A-4 連結財務諸表の作成に採用している会計基準についてお答え下さい。(複数回答可)

- (a) 日本の会計基準(JP-GAAP) (b) 米国会計基準(US-GAAP) (c) 国際会計基準(IAS/IFRS) (d) 作成していない



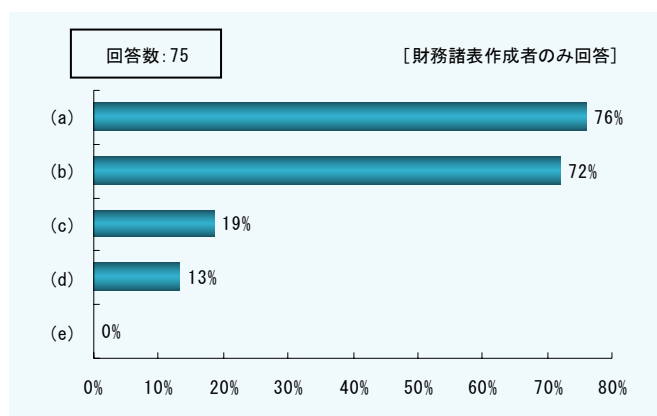
質問 1A-5 海外子会社について採用している会計基準についてお答え下さい。(複数回答可)

- (a) 日本の会計基準(JP-GAAP) (b) 米国会計基準(一部修正) (c) 国際会計基準(一部修正)
 (d) 海外子会社が無い又は連結していない



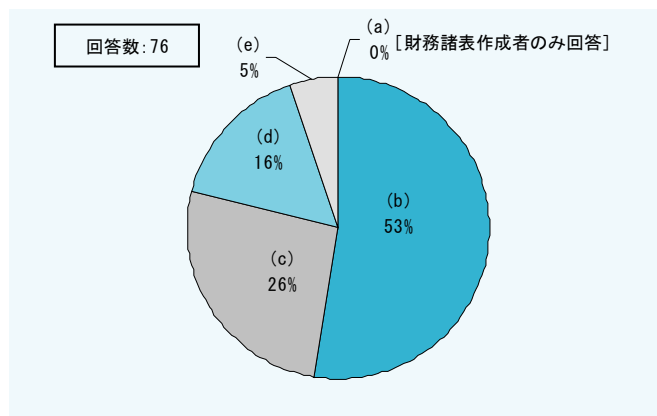
質問 1A-6 主な資金調達先についてお答え下さい。(複数回答可)

- (a) 国内直接金融 (b) 国内間接金融 (c) 海外直接金融 (d) 海外間接金融 (e) ファンドその他



質問 1A-7 ご回答者の方の担当業務等についてお答え下さい。

- (a) 代表取締役・代表執行役 (b) 経理・財務 (c) 広報・IR (d) 経営企画 (e) その他



質問 1A-8 貴社の業種についてお答え下さい。

- (a)水産・農林業 (b)鉱業 (c)建設業 (d)食料品 (e)繊維製品 (f)パルプ・紙 (g)化学 (h)医薬品
 (i)石油・石炭製品 (j)ゴム製品 (k)ガラス・土石製品 (l)鉄鋼 (m)非鉄金属 (n)金属製品 (o)機械
 (p)電気機器 (q)輸送用機器 (r)精密機器 (s)その他製品 (t)電気・ガス業 (u)陸運業 (v)海運業
 (w)空運業 (x)倉庫・運輸関連 (y)情報・通信業 (z)卸売業
 (A)小売業 (B)銀行業 (C)証券、商品先物取引業 (D)保険業 (E)その他金融業 (F)不動産業
 (G)サービス業 (H)J-REIT

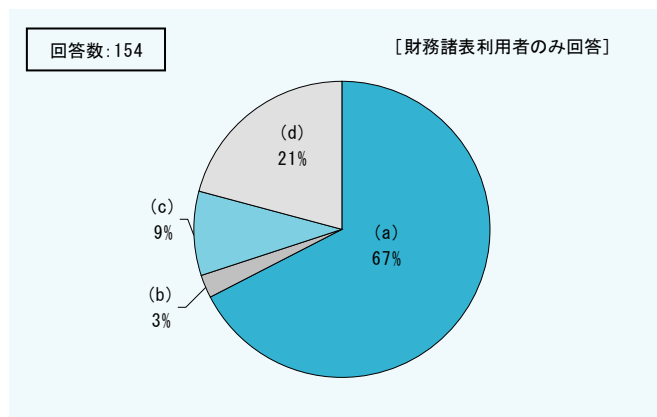
回答数：76 [財務諸表作成者のみ回答]

(社)

業種	業種	業種			
(a) 水産・農林業	0	(b) 鉱業	0	(c) 建設業	3
(d) 食料品	4	(e) 繊維製品	1	(f) パルプ・紙	0
(g) 化学	7	(h) 医薬品	0	(i) 石油・石炭製品	1
(j) ゴム製品	0	(k) ガラス・土石製品	1	(l) 鉄鋼	0
(m) 非鉄金属	1	(n) 金属製品	0	(o) 機械	4
(p) 電気機器	10	(q) 輸送用機器	2	(r) 精密機器	1
(s) その他製品	2	(t) 電気・ガス業	2	(u) 陸運業	2
(v) 海運業	0	(w) 空運業	0	(x) 倉庫・運輸関連	1
(y) 情報・通信業	5	(z) 卸売業	9	(A) 小売業	7
(B) 銀行業	1	(C) 証券、商品先物取引業	0	(D) 保険業	3
(E) その他金融業	0	(F) 不動産業	3	(G) サービス業	6
(H) J-REIT	0				

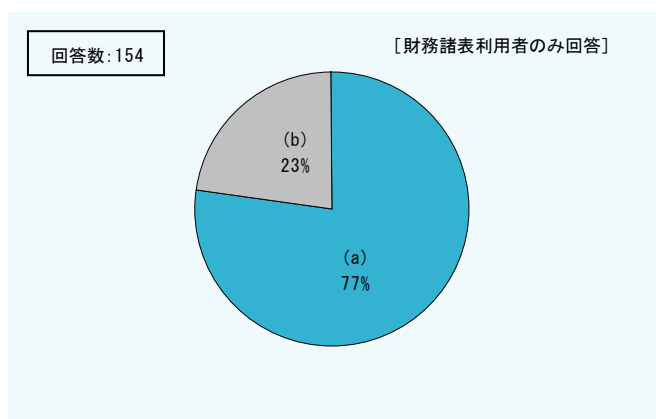
質問 1B-1 職種についてお答え下さい。

- (a) 証券アナリスト (b) 投融資担当者 (c) ファンド・マネージャー (d) その他

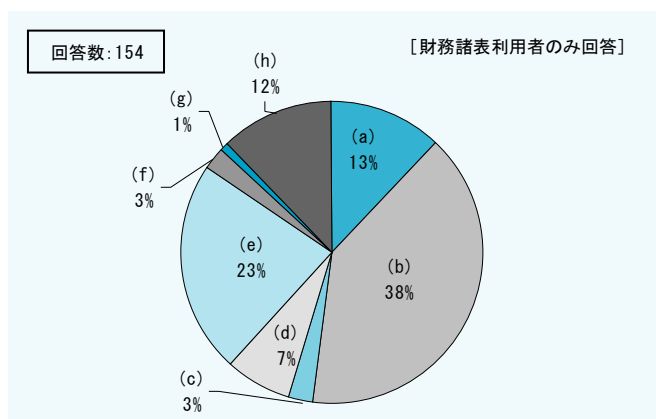


質問 1B-2 所属会社についてお答え下さい。

- ア. (a) 国内系 (b) 外資系



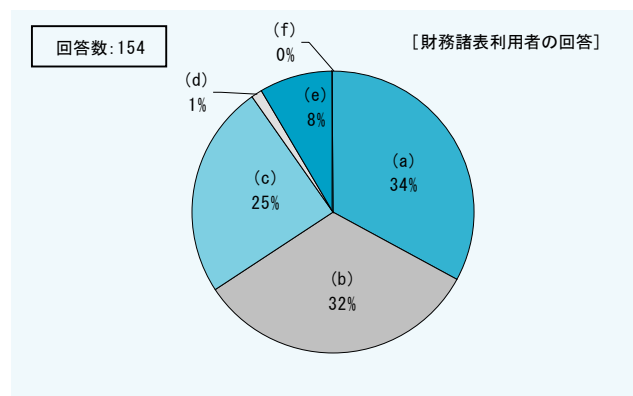
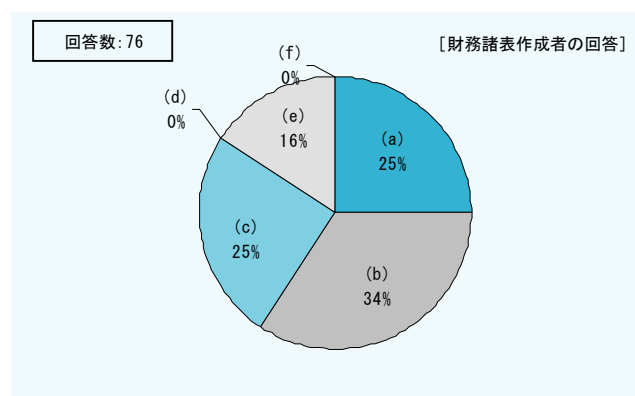
イ. (a)銀行 (b)証券会社 (c)保険会社 (d)投信委託会社 (e)投資顧問会社
 (f)ファンド(eに該当しない場合) (g)年金 (h)その他



【2. 国際会計基準の導入について】

質問 2-1 国際会計基準への対応について、日本基準と国際会計基準の違いを調整するコンバージェンスと国際会計基準を日本の会計基準として採用するアダプションのどちらが妥当だと思われますか？

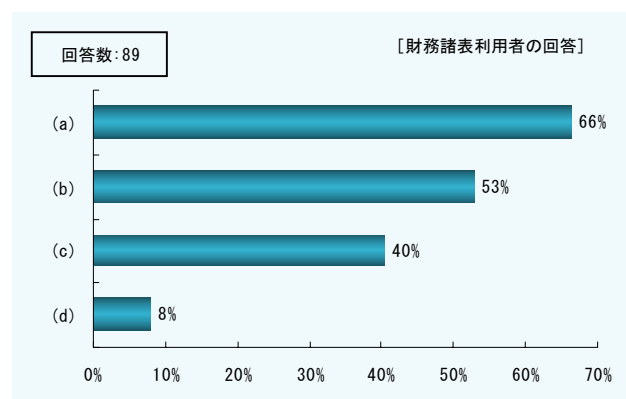
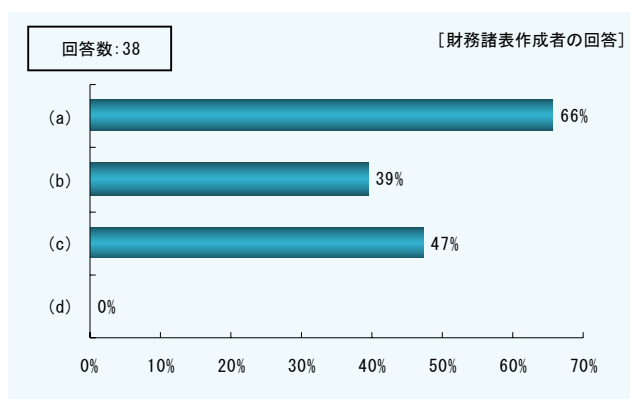
- (a) コンバージェンスが妥当 (b) アダプションが妥当
 (c) どちらも必要(アダプションとコンバージェンスの両方を推進する) (d) どちらも必要でない
 (e) わからない (f) その他



質問 2-2 上記質問 2-1 で「(a)」、「(c)」とお答えになった方にお伺いいたします。

コンバージェンスのメリットとしてどのような点が挙げられますか？（複数回答可）

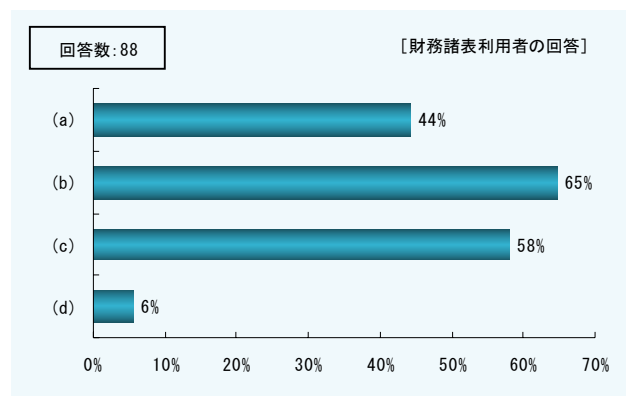
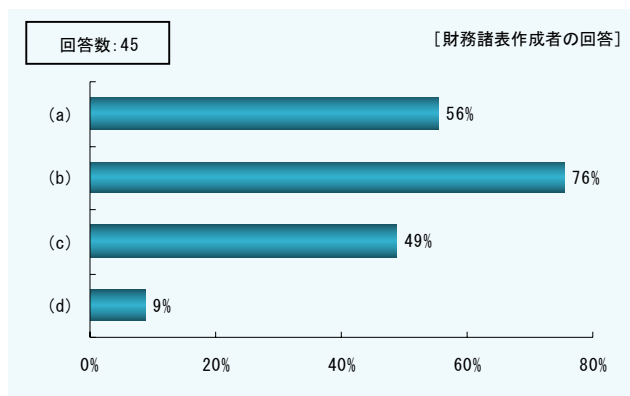
- (a) 自国の会計基準を、自国で決定することができる(自国の文化・慣行に合致した会計基準を適用できる)
- (b) 重要な差異を解消することができる
- (c) 会社法・税法との調整がアダプションよりも容易である
- (d) その他 (注 1)



質問 2-3 上記質問 2-1 で「(b)」、「(c)」とお答えになった方にお伺いいたします。

アダプションのメリットとしてどのような点が挙げられますか？（複数回答可）

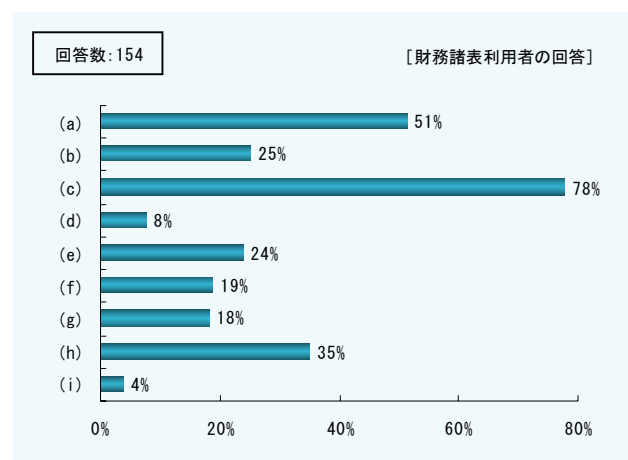
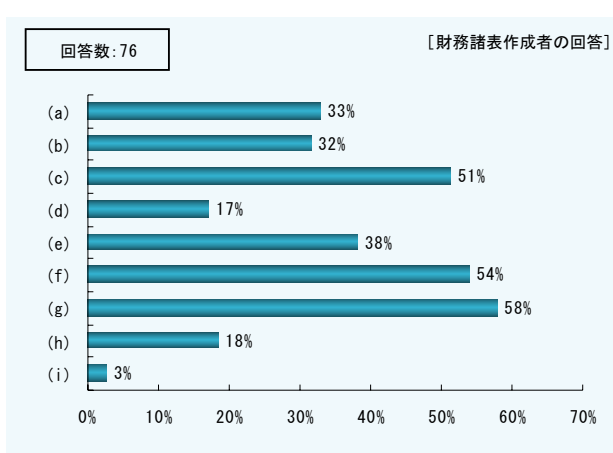
- (a) 国内外で資金調達をする際に、同じ基準で作成した財務諸表を使用できるため、海外での資金調達が容易となる
- (b) わが国企業の財務諸表に対する国際的な信用を得やすくなる
- (c) わが国資本市場の国際性を高める(海外企業が日本市場で資金調達しやすくなる等のメリットを含む)
- (d) その他 (注 2)



質問 2-4 国際会計基準とのコンバージェンスとアダプションの推進により、どのような影響があると思われますか？（複数回答可）

- (a) 時価評価を重視する傾向、オフバランスの項目をオンバランス化する傾向があるため、財務諸表の透明性が向上する
- (b) 経済的な実質が同じであれば、法的形式に拘らず、同じ会計処理を適用する傾向があるため、財務諸表がわかりやすくなる

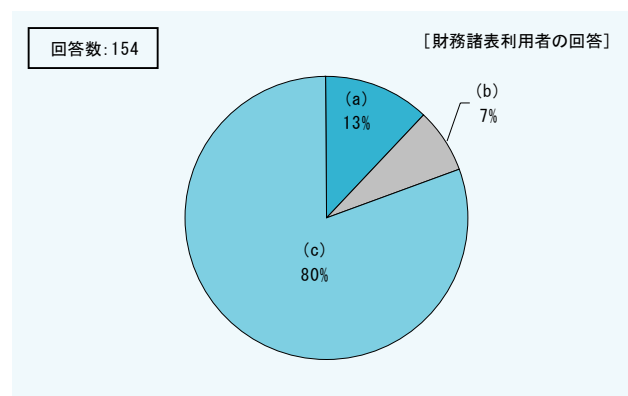
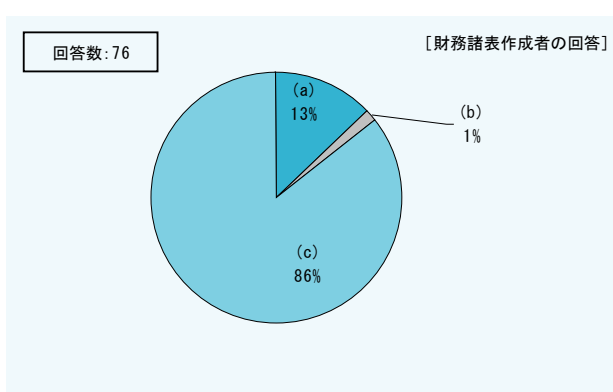
- (c) 同業他社の国際間比較が容易になる
- (d) 財務情報以外の部分の記載内容の充実も期待できる
- (e) 見積り的な要素が増えるため、財務諸表がかえってわかりにくくなる
- (f) 原則主義であるため、実務への適用の際に困難が生じる(アダプションの場合)
- (g) 有価証券報告書等への記載内容が増加し、作成コストが増加する(あるいは情報過多でかえって利用しづらくなる)
- (h) 製造原価明細書、附属明細表、主な資産および負債の内容等の記載が無くなり、利益予想に必要な限界利益率、個別保有銘柄の影響、主要な取引先、借入先等の情報は把握できなくなる可能性がある
- (i) その他 (注3)



質問 2-5 2009年6月に企業会計審議会が公表した今後のスケジュールでは、まずは2010年3月期(年度決算)から、国際会計基準の任意適用を認めることとしています。任意適用は、国際会計基準で財務報告を行うための体制を整備している上場企業であって、国際的な財務活動・事業活動を行う企業の連結財務諸表を対象としています。

この任意適用が認められる企業の範囲についてどのようにお考えですか？

- (a) 狭すぎる (b) 広すぎる (c) 妥当である



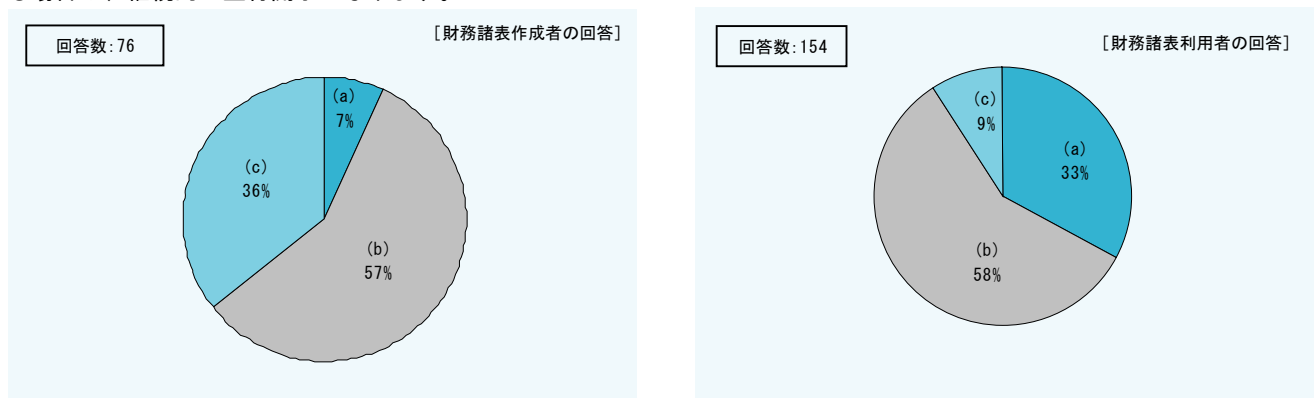
質問 2-6 国際会計基準の任意適用の際には、導入事業年度分とその前年度分の連結財務諸表※1 について日本基準と国際会計基準両方で作成(並行開示)し、その後は国際会計基準で作成しつつ日本基準との重要な差異を注記することとしています※2。

この並行開示の方法についてどのようにお考えですか？

- (a) 情報開示として不十分である（導入初年度以降も並行開示を行なうべきである等）
- (b) 情報開示として十分である
- (c) 開示する（される）情報が多すぎる

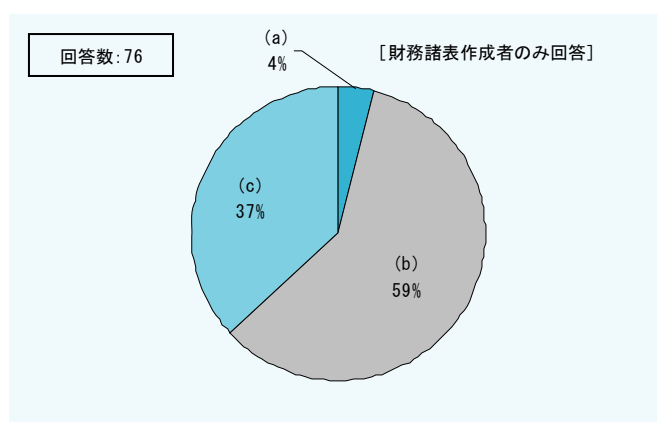
※1 前年度期首の国際会計基準による開始貸借対照表も作成します。

※2 連結財務諸表を作成していない企業が、日本基準の個別財務諸表に追加して国際会計基準による個別財務諸表を作成する場合は、継続的に並行開示となります。



質問 2-7 国際会計基準の任意適用について予定はありますか？

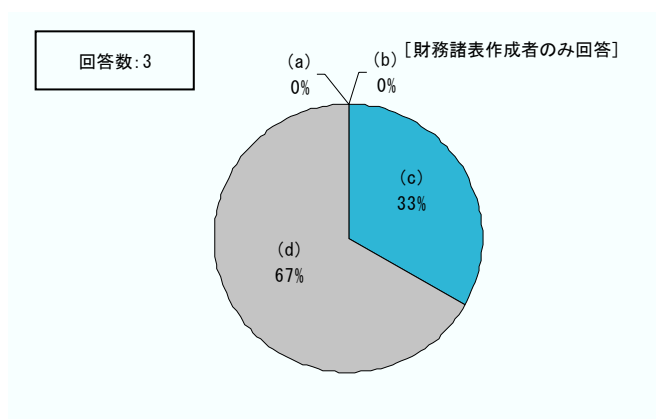
- (a) ある
- (b) ない
- (c) 検討中



質問 2-8 上記質問 2-7 で「(a)」とお答えになった方にお伺いいたします。

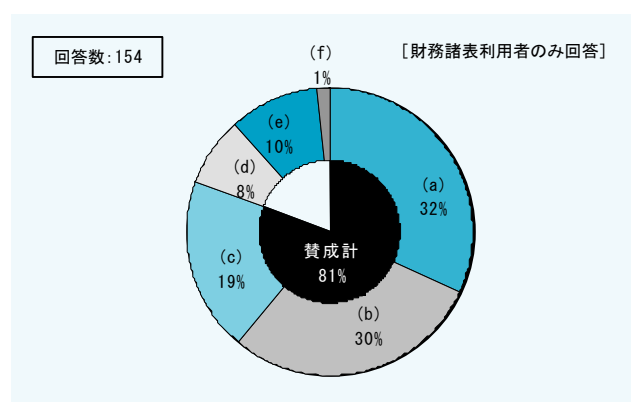
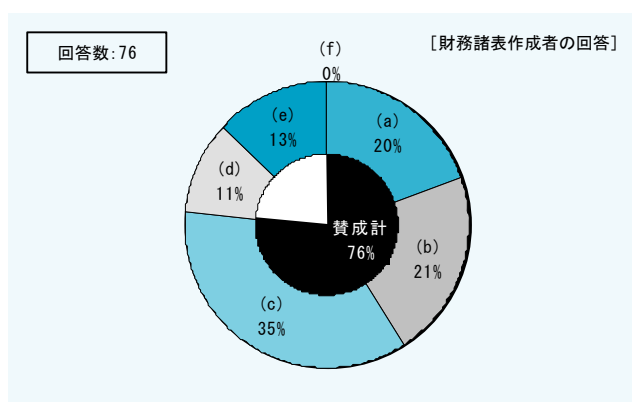
任意適用の時期としてはいつをお考えですか？

- (a) 2009 年度(3 月決算の場合は 2010 年 3 月期)
- (b) 2010 年度(3 月決算の場合は 2011 年 3 月期)
- (c) 2011 年度(3 月決算の場合は 2012 年 3 月期)
- (d) 2012 年度(3 月決算の場合は 2013 年 3 月期)以降



質問 2-9 2009 年 6 月に企業会計審議会が公表した今後のスケジュールでは、2012 年前後に、上場企業に、国際会計基準を強制適用するか否かを決定することとしています。強制適用することについて賛成ですか？

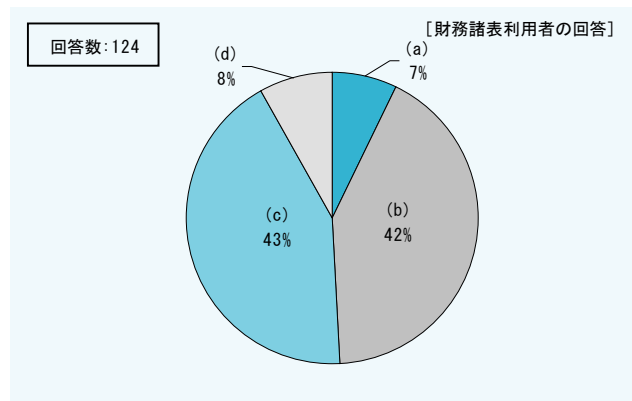
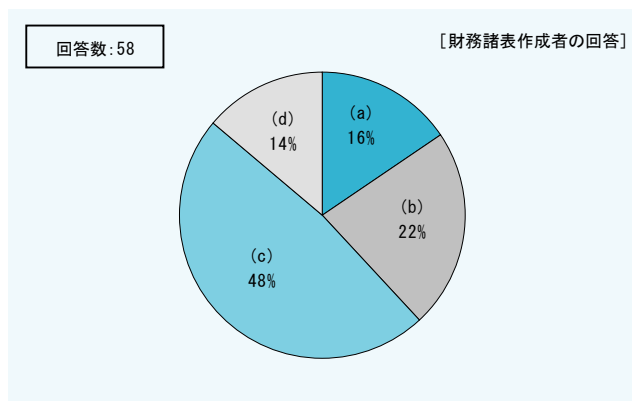
- (a) 上場企業に適用を強制することに賛成である
- (b) 賛成だが、適用対象をもっと広げるべきである(非上場の有価証券報告書作成企業、非上場の金融機関・保険会社・証券会社、会社法上の大会社など)
- (c) 賛成だが、適用対象をもっと狭めるべきである(海外で資金調達・事業を行なっている企業に限る、一定規模以上の上場会社に限る、新興市場を除外するなど)
- (d) 反対である (e) わからない (f) その他



質問 2-10 質問 2-9 で(a)～(c)に回答された方にお伺いします。

企業会計審議会のタイムスケジュールでは、国際会計基準の強制適用の時期として 2015 年又は 2016 年を想定しています。この時期についてどのように思われますか？

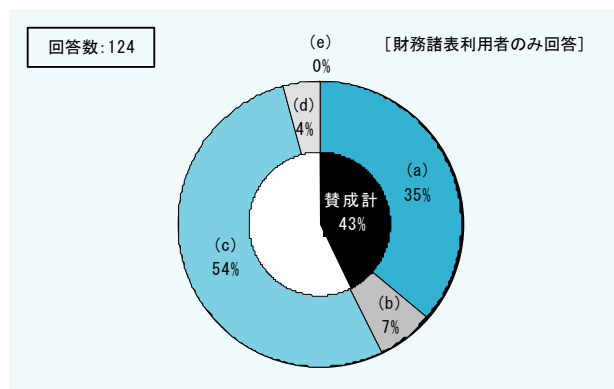
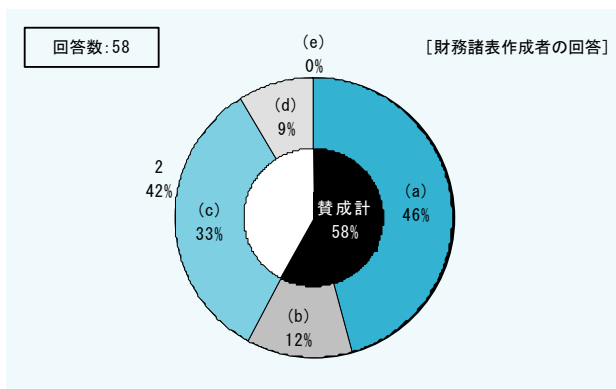
- (a) 早すぎる (b) 遅すぎる (c) わからない (d) その他(注 4)



質問 2-11 質問 2-9 で(a)～(c)に回答された方にお伺いします。

国際会計基準の強制適用の際に、全上場企業一斉に適用するのではなく、最長3年程度かけて段階的に適用対象を広げていくべきとの考えがありますが、これについてどのようにお考えですか？

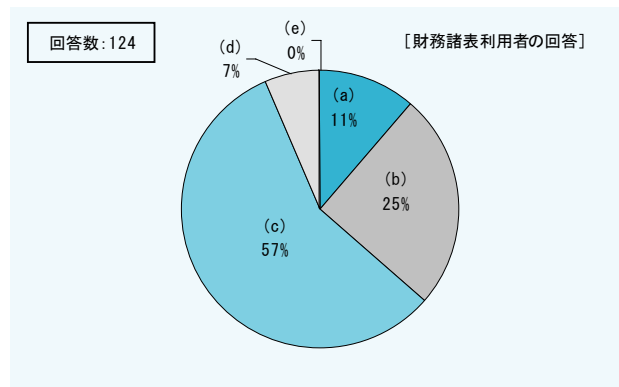
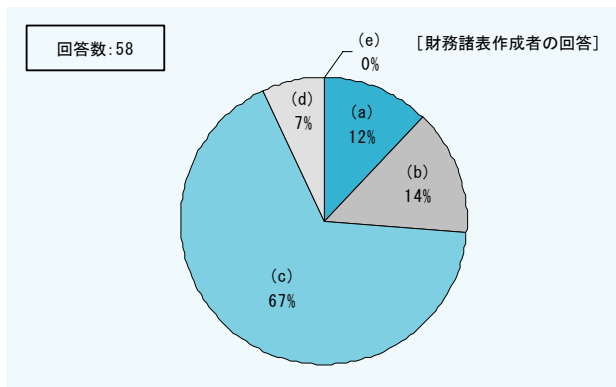
- (a) 賛成である (b) 賛成だが、3年ではなく、もっと長期間かけて適用対象を広げていくべきである
 (c) 反対である(一斉適用すべきである) (d) わからない (e) その他



質問 2-12 質問 2-9 で(a)～(c)に回答された方にお伺いします。

国際会計基準の強制適用の際に一部適用を留保する可能性が示されていますが、これについてどのようにお考えですか？

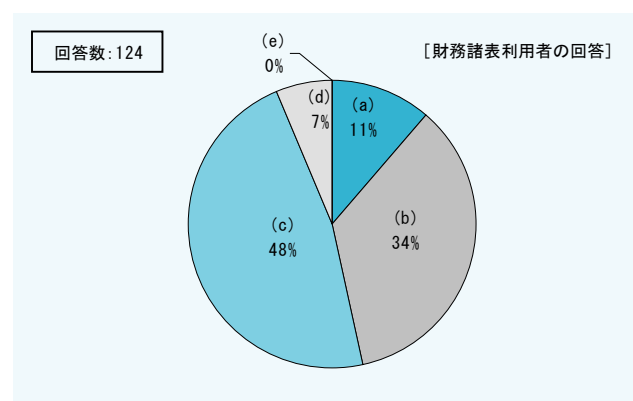
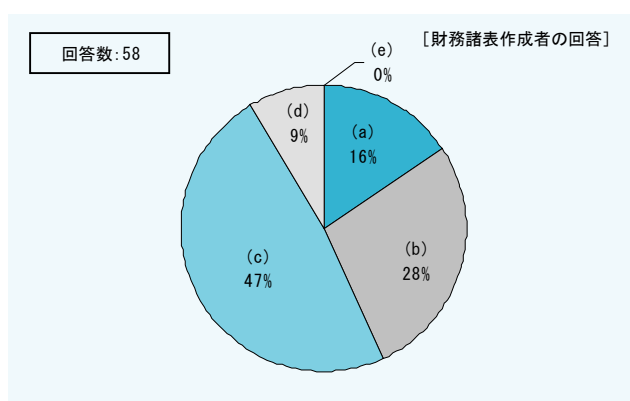
- (a) 賛成である (b) 反対である (IASB が作成する国際会計基準をそのまま適用すべきである)
 (c) 留保は無い方が望ましいが、やむを得ない場合もある (d) わからない (e) その他



質問 2-13 質問 2-9 で (a)～(c)に回答された方にお伺いします。

国際会計基準の強制適用の際に一部の業種について特別の扱いをする可能性が示されていますが、これについてどのようにお考えですか？

- (a)賛成である (b)反対である(業種によって特別扱いをすべきではない)
 (c)特別の扱いは無い方が望ましいが、やむを得ない場合もある
 (d)わからない (e)その他

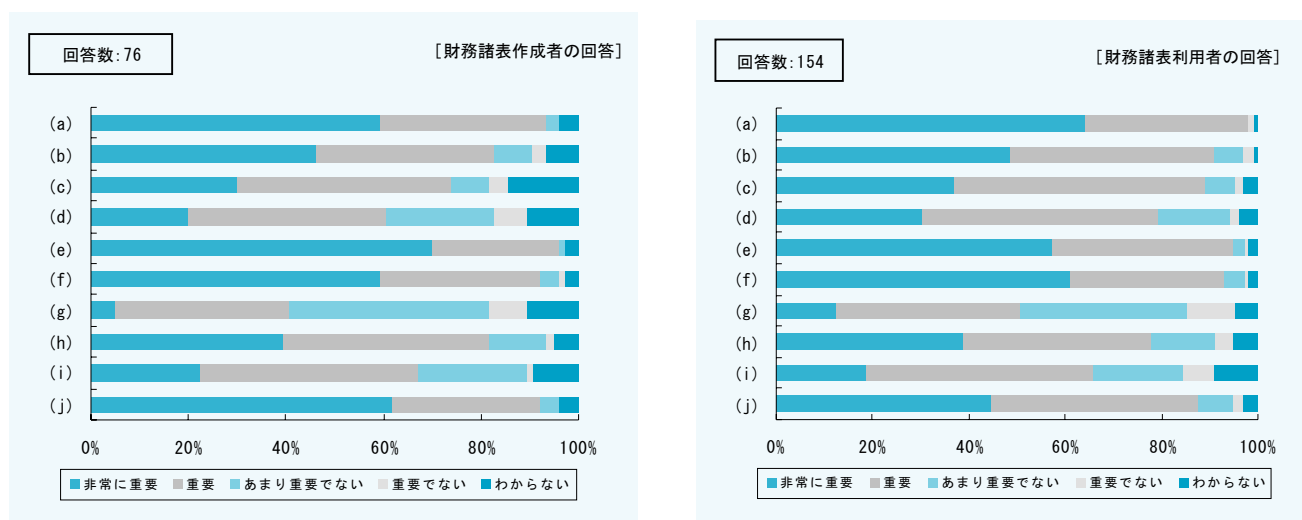


質問 2-14 国際会計基準の導入のための課題として、どのような点が重要だと思われるか？

下記 (a)～(k)の項目について、「非常に重要」「重要」「あまり重要でない」「重要でない」「わからない」のいずれかにマークをつけてください。

- (a) 国際会計基準の内容 (b) 日本語版の作成
 (c) 国際会計基準を設定する際のデュープロセスの確保※
 (d) 投資者/アナリスト等の教育
 (e) 発行会社における体制整備
 (f) 監査法人における体制整備
 (g) 大学等における教育の普及
 (h) 国際会計基準の設定やガバナンスへのわが国の関与
 (i) XBRL の国際会計基準への対応
 (j) 会社法・税法の対応 (k) その他 (注5)

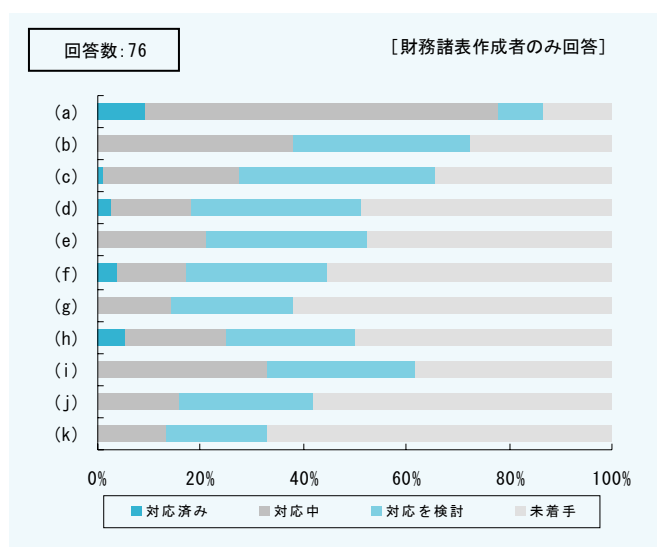
※ 2008年10月に、IASBはEUの要望に応じて、通常の手続きを経ずに、IAS39「金融商品の認識と測定」について、保有目的区分変更の制限を緩和する改正を行った。(c)はこのような特定地域の要望のみを受け入れることが無いようデュープロセスの確保を求めている。



質問 2-15 国際会計基準の導入のための準備はどの程度進捗していますか？

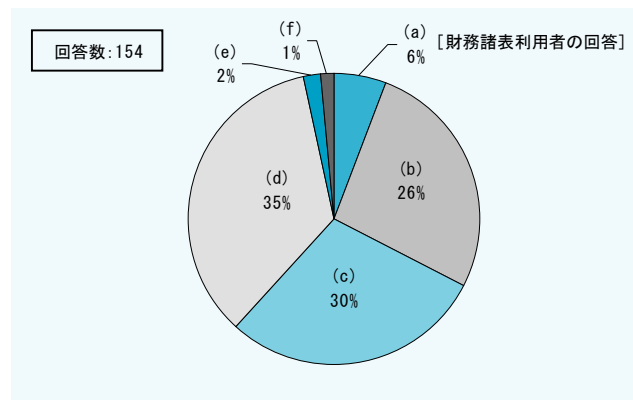
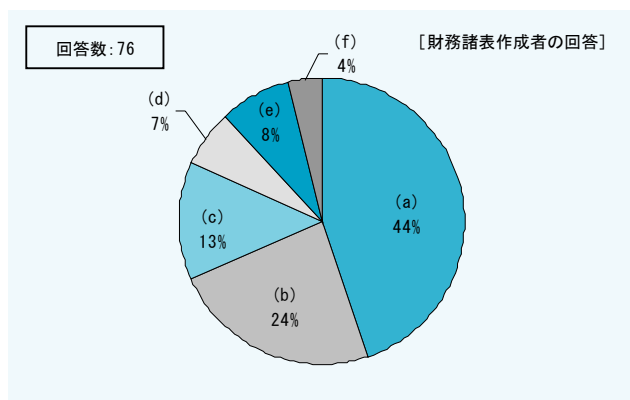
下記 (a)～(l) の項目について、「対応済み」「対応中」「対応を検討」「未着手」のいずれかにマークをつけてください。

- (a) 国際会計基準に関する情報収集
- (b) 国際会計基準に対する経営者の理解
- (c) 国際会計基準の影響度分析
- (d) 導入推進のための専門部署の設置
- (e) 導入に向けた基本計画の策定
- (f) 会計指針(マニュアル)の作成
- (g) システム整備 (h) 内部統制の整備 (i) 担当人材育成
- (j) 社内全体の教育推進 (k) 国際会計基準適用のテスト (l) その他 (注6)



質問 2-16 国際会計基準の強制適用の際には、連結財務諸表作成企業の個別財務諸表はどのように取り扱うべきとお考えですか？

- (a) 廃止すべきである
 (b) 簡素化した上で、存続させるべきである
 (c) 個別財務諸表でのみ把握できる情報を連結財務諸表に反映させた上で簡素化・廃止すべきである
 (d) 現状のまま存続させるべきである
 (e) わからない (f) その他 (注7)



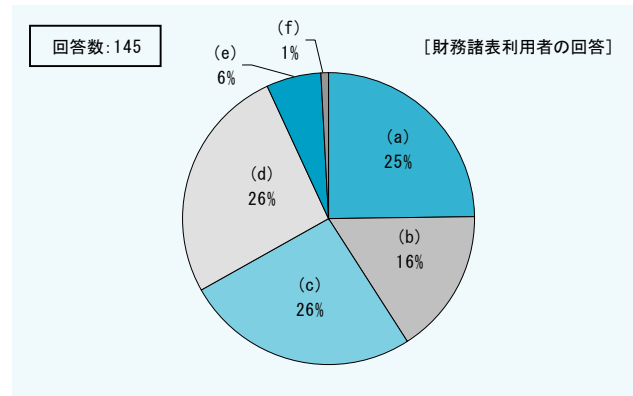
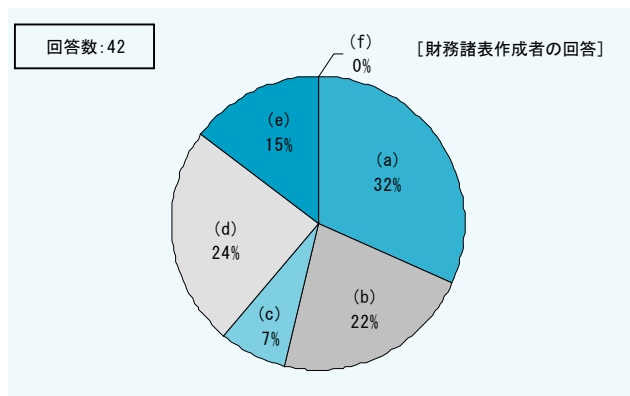
質問 2-17 質問 2-16 で「b」～「f」に回答された方にお伺いします。

国際会計基準の強制適用の際の個別財務諸表の根拠となる基準についてどのようにお考えですか？

- (a) 国際会計基準のみで作成すべきである ※1
 (b) 日本基準のみで作成すべきである※2
 (c) 国際会計基準に基づくものと日本基準に基づくものの両方を作成すべきである
 (d) 国際会計基準で作成し、会社法・税法上問題となる部分は日本基準で作成する等、折衷すべきである
 (e) わからない (f) その他

※1 会社法・税法について、国際会計基準と整合性が取れるよう改正する、あるいは制度改正が行なわれない場合は、分配可能利益や課税所得の算定の際に調整を行うことを想定しています。

※2 国際会計基準との相違は注記等で開示することを想定しています。



質問 2-18 国際会計基準の強制適用の際に、連結財務諸表を作成していない上場企業の個別財務諸表はどのように取り扱うべきとお考えですか？

- (a) 国際会計基準のみで作成すべきである ※1
 (b) 日本基準のみで作成すべきである※2

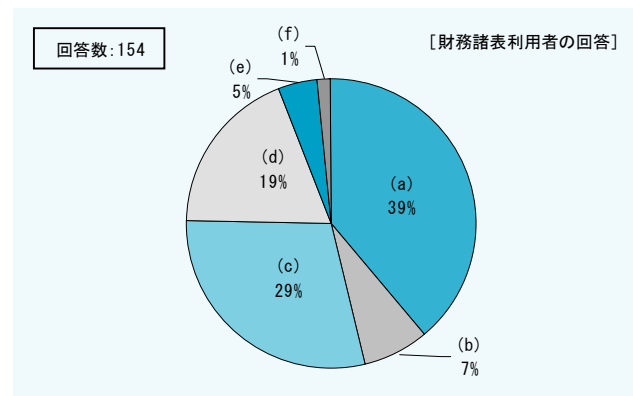
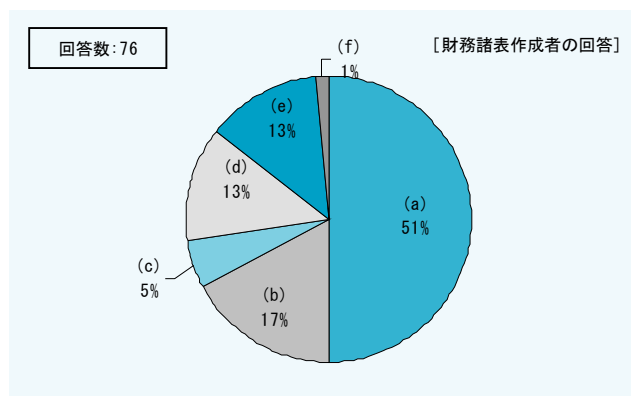
(c)国際会計基準に基づくものと日本基準に基づくものの両方を作成すべきである

(d)国際会計基準で作成し、会社法・税法上問題となる部分は日本基準で作成する等、折衷すべきである

(e)わからない (f)その他

※1 会社法・税法について、国際会計基準と整合性が取れるよう改正する、あるいは制度改正が行なわれない場合は、分配可能利益や課税所得の算定の際に調整を行うことを想定しています。

※2 国際会計基準との相違は注記等で開示することを想定しています。



質問 2-19 国際会計基準の適用が強制された場合、個別財務諸表に関連する下記(a)～(k)の開示内容について、どのように取り扱うべきであるとお考えですか？

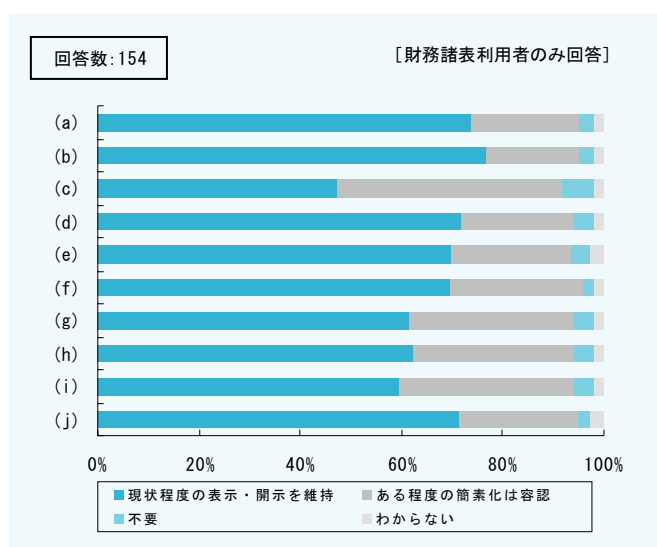
「現状程度の表示・開示を維持」、「ある程度の簡素化は容認」、「不要」、「わからない」のいずれかに、マークをつけてください。

(a)貸借対照表の科目・項目 (b)損益計算書の科目・項目 (c)株主資本等変動計算書

(d)キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成していない会社の場合に限る) (e)製造原価明細書

(f)財務諸表の注記 (g)有価証券明細表 (h)有形固定資産等明細表 (i)引当金明細表

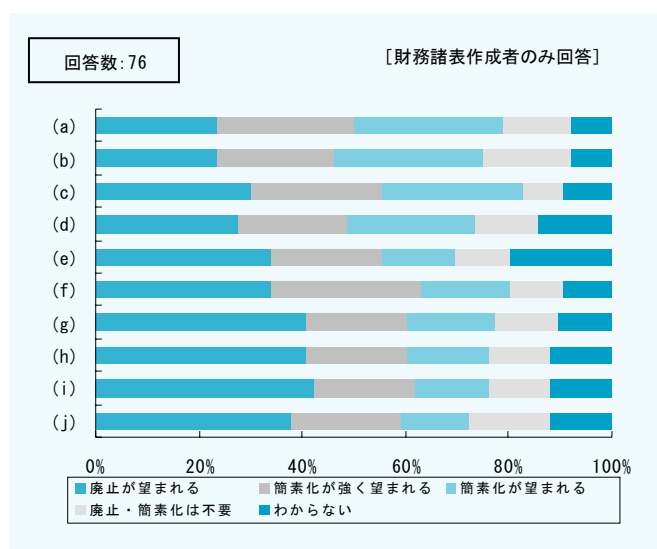
(j) 主な資産及び負債の内容 (k) その他重要な項目があれば(注8)



質問 2-20 国際会計基準の適用が強制された場合、個別財務諸表に関連する下記(a)～(k)の開示項目・内容について、どのように取り扱うべきとお考えですか？

「廃止が望まれる」、「簡素化が強く望まれる」、「簡素化が望まれる」、「廃止・簡素化は不要」、「わからない」のいずれかにマークをつけてください。

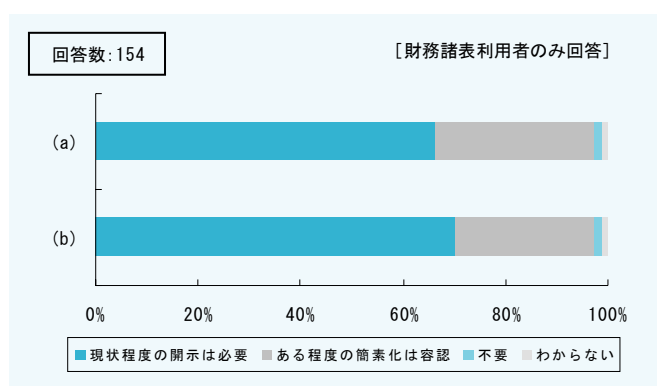
- (a) 貸借対照表の科目・項目 (b) 損益計算書の科目・項目 (c) 株主資本等変動計算書
 (d) キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成していない場合に限る) (e) 製造原価明細書
 (f) 財務諸表の注記 (g) 有価証券明細表 (h) 有形固定資産等明細表 (i) 引当金明細表
 (j) 主な資産及び負債の内容 (k) その他廃止・簡素化すべき項目があれば(注9)



質問 2-21 国際会計基準を強制適用する場合、連結附属明細表(社債明細表、借入金等明細表)は廃止される可能性があります。これらの開示内容はどの程度重要でしょうか？

それぞれ「現状程度の開示は必要」「ある程度の簡素化は容認」「不要」「わからない」のいずれかにマークをつけてください。

- (a) 社債明細表
 (b) 借入金等明細表
 (c) その他意見があればご記入ください(注10)

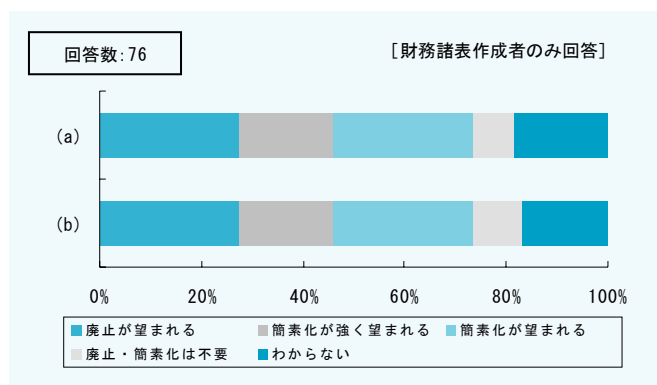


質問 2-22 国際会計基準を強制適用する場合、連結附属明細表(社債明細表、借入金等明細表)は廃止される可能性があります。これらの開示内容はどの程度廃止・簡素化が望まれるでしょうか？

それぞれ「廃止が望まれる」「簡素化が強く望まれる」「簡素化が望まれる」「廃止・簡素化は不要」

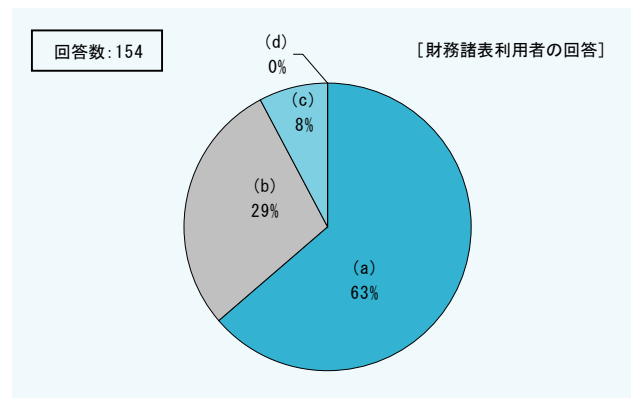
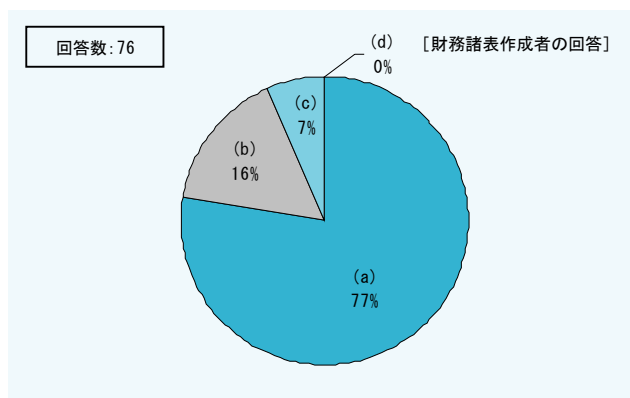
「わからない」のいずれかにマークをつけてください。

- (a) 社債明細表
- (b) 借入金等明細表
- (c) その他



質問 2-23 IASB(国際会計基準審議会)が拠点(支部)を設立することについてどのように思われますか？

- (a) 日本に支部を設立すべきである
- (b) 日本でなくてもアジア地域内に設立が必要である
- (c) 必要ない
- (d) その他

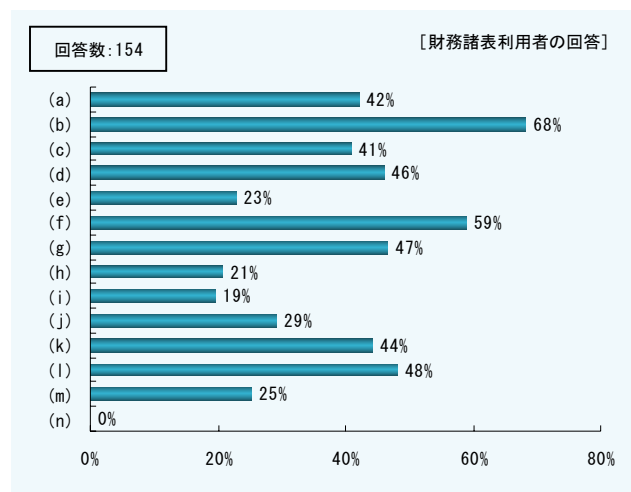
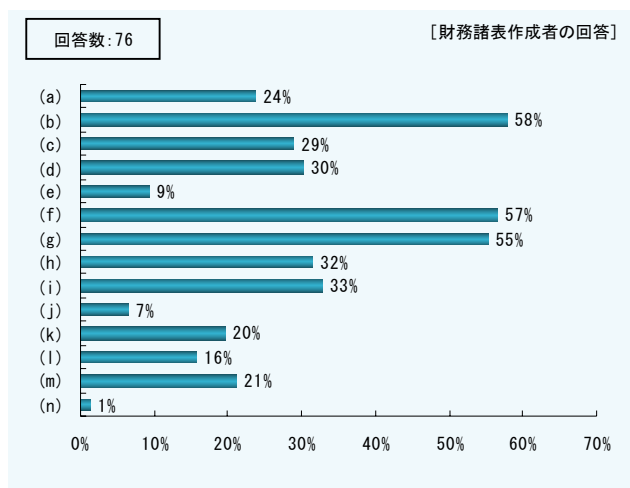


【3. わが国での会計基準の見直しについて】

質問 3-24 国際会計基準とのコンバージェンスに向けて既に見直しが行われた下記の会計基準(今後導入)のうち、会社経営・投資判断への影響が大きいと思われるものにマークを付けてください。(複数回答可)

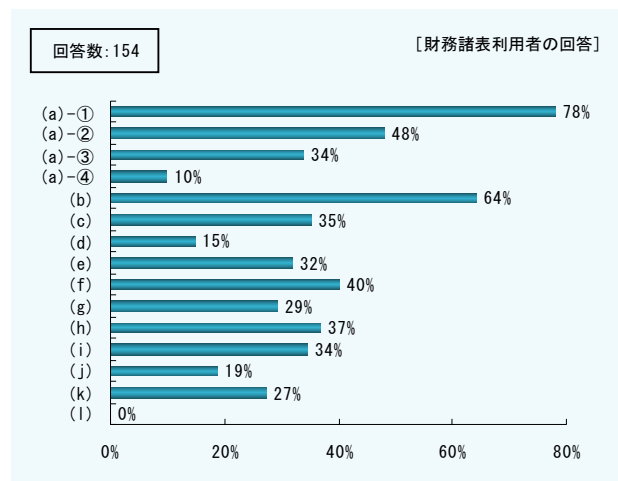
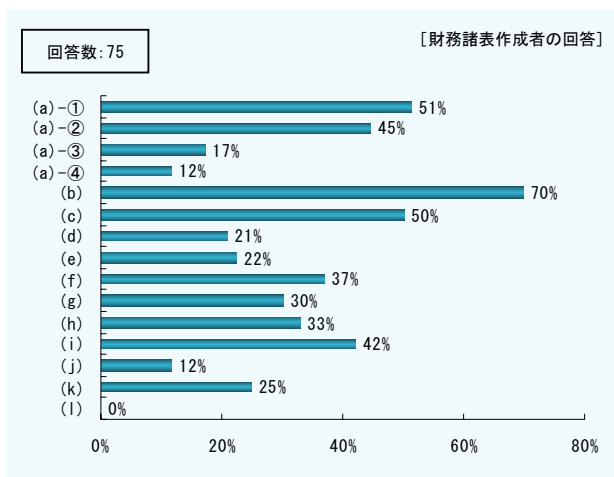
- (a) 工事進行基準原則化
- (b) 金融商品(貸付・借入等を含む)の時価の開示
- (c) 金融商品のリスクの定量的開示
- (d) 賃貸等不動産の時価の開示
- (e) ベンチャー・キャピタル条項の見直し(連結対象外となるための要件の厳格化)
- (f) 退職給付債務(割引率の見直し)
- (g) セグメント情報等の開示の見直し(マネジメント・アプローチの導入)

- (h) 関連会社の会計方針の統一 (i) 資産除去債務の導入 (j) 棚卸資産の後入先出法の廃止
- (k) 企業結合の見直し(持分プーリング法廃止)
- (l) 企業結合の見直しで持分プーリング法廃止以外の項目(「負ののれん」の一括利益計上、開発費・無形資産の資産計上、外国子会社の「のれん」の期末時レートでの円換算)
- (m) 連結(段階的取得の会計処理、少数株主損益調整前当期純利益の表示等)
- (n) その他の影響が大きいと思われる項目(注 11)



質問 3-25 現行の国際会計基準と日本基準の既存の主要な差異のうち、国際会計基準に合わせるよう基準の見直しが行なわれた場合、会社経営・投資判断への影響が大きいと思われるものにマークを付けてください。(複数回答可)

- (a) 企業結合
- ① 「のれん」の償却の廃止
 - ② 每期における「のれん」の減損テストの導入
 - ③ 連結財務諸表における少数株主持分の取扱い(資本か否か? 子会社株式の一部譲渡の際の譲渡益計上の可否、少数株主持分に対応する「のれん」の計上)
 - ④ その他(条件付取得対価、株式交付費以外の支出、偶発負債・従業員の雇用終了等の取扱いなど)
- (b) 包括利益の導入 (c) 過年度遡及修正(会計方針変更等)
- (d) 廃止事業(廃止事業の区分表示と、過年度の財務諸表の修正) (e) 開発費の資産計上(資産計上の要件を満たすもの)
- (f) 固定資産の減損会計(国際会計基準では割引後の将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較)
- (g) 固定資産の再評価(国際会計基準では可能) (h) 減価償却
- (i) 収益認識(ポイントサービスなどを含む) (j) 外貨換算(国際会計基準では機能通貨を導入)
- (k) 引当金(国際会計基準では、(特別)修繕引当金など、現在の債務とは言えないものは計上不可)
- (l) その他



質問 3-26 以下の項目のうち、日本基準を国際会計基準に合わせるべきではないと思われる項目にマークをつけてください。(複数回答可)

(a) 企業結合

- ① 「のれん」の償却の廃止
- ② 毎期における「のれん」の減損テストの導入
- ③ 連結財務諸表における少数株主持分の取扱い(資本か純資産か? 子会社株式の一部譲渡の際の譲渡益計上の可否、少数株主持分に対応する「のれん」の計上)
- ④ その他(条件付取得対価、株式交付費以外の支出、偶発負債・従業員の雇用終了等の取扱いなど)

(b) 包括利益の導入 (c) 過年度遡及修正(会計方針変更等)

(d) 廃止事業(廃止事業の区分表示と過年度の財務諸表の修正) (e) 開発費の資産計上(資産計上の要件を満たすもの)

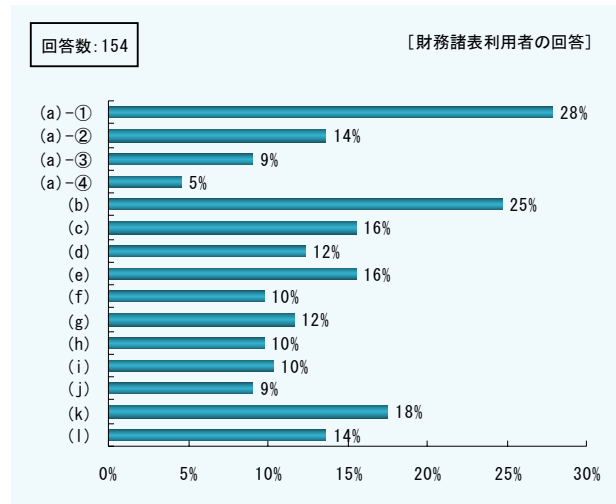
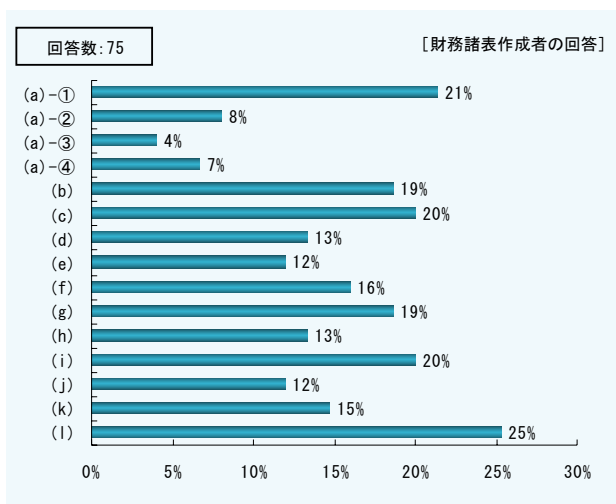
(f) 固定資産の減損会計(国際会計基準では割引後の将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較、戻入れあり)

(g) 固定資産の再評価(国際会計基準では可能) (h) 減価償却

(i) 収益認識(ポイントサービスなどを含む) (j) 外貨換算(国際会計基準では機能通貨を導入)

(k) 引当金(国際会計基準では、(特別)修繕引当金など、現在の債務とは言えないものは計上不可)

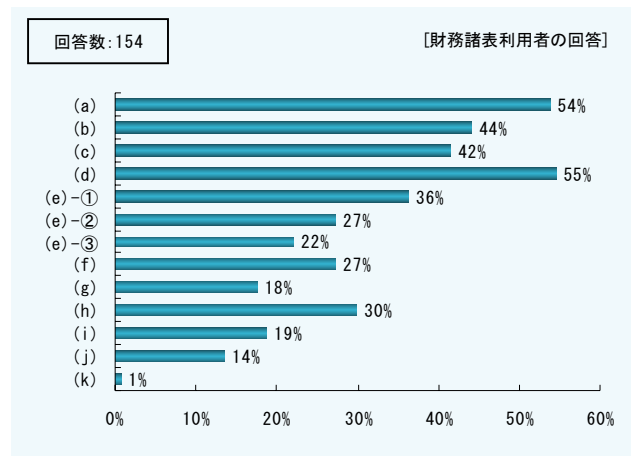
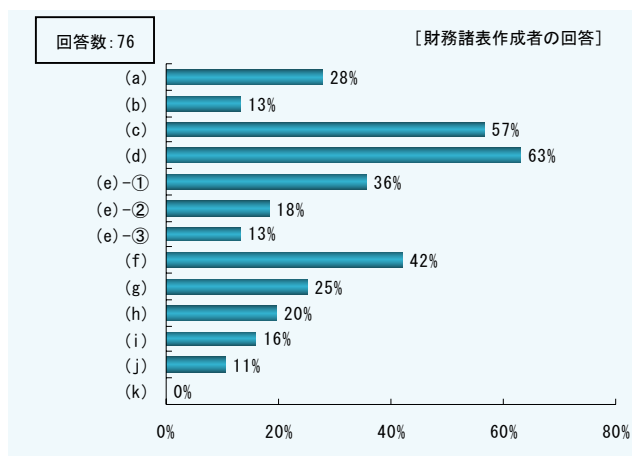
(l) その他(注12)



【4. 国際会計基準の内容について】

質問 4-27 IASB と米国の FASB (財務会計基準審議会) の共同作業で見直しが行われている下記の項目について、
会社経営・投資判断への影響が大きいと思われるものにマークを付けてください。(複数回答可)

- (a) 連結の範囲 (SPE の連結)
- (b) 認識の中止 (金融資産・金融負債のオフバランス化、証券化)
- (c) 財務諸表全体の見直し
- (d) 退職給付 (積立不足額の会計処理等)
- (e) 金融商品
 - ① 評価分類 (評価方法)
 - ② 減損・貸倒引当金
 - ③ ヘッジ会計
- (f) 公正価値評価 (g) 負債と資本の区分 (h) リース
- (i) 引当金 (j) 保険負債の時価評価 (k) その他 (注 13)



質問 4-28 IASB と米国の FASB の共同プロジェクトでは、財務諸表の様式全体の見直しを行っており、IASB が

2008年10月に討議資料「財務諸表の表示に関する予備的見解」を公表しています。

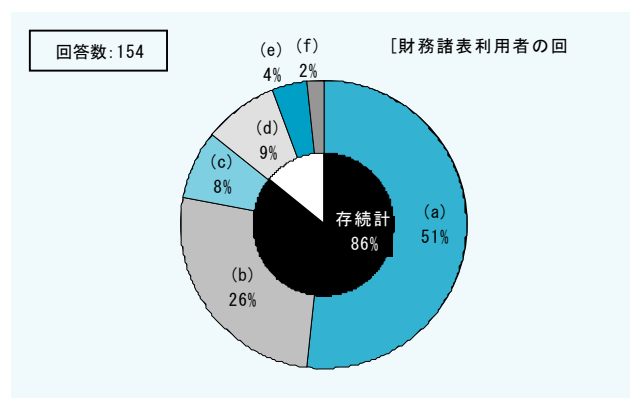
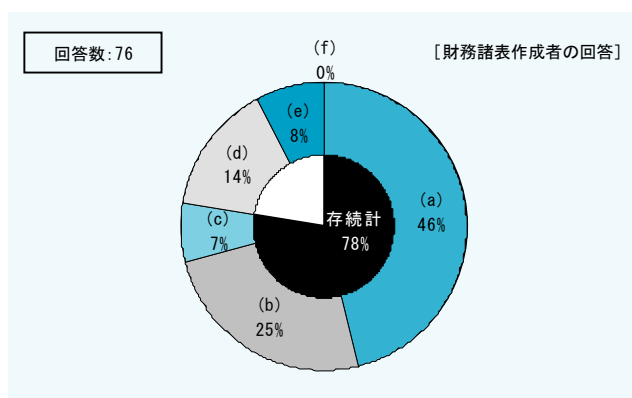
討議資料では「当期純利益」は当面残し、包括利益計算書(わが国の損益計算書に該当)で、「包括利益」と両方表示することとしています。ただし、2011年半ば以降に「当期純利益」を残すべきか再び検討されることが予想されますし、「当期純利益」の範囲を見直す動きも既に出ています。

「包括利益」には、わが国の場合、その他有価証券評価差額、為替換算調整勘定、繰延ヘッジ損益の期中の変動額が(「その他の包括利益」として)含まれます。即ち、「包括利益」は時価評価ベースの損益といえます。

以上を踏まえ、下記の(1)、(2)にご回答ください。

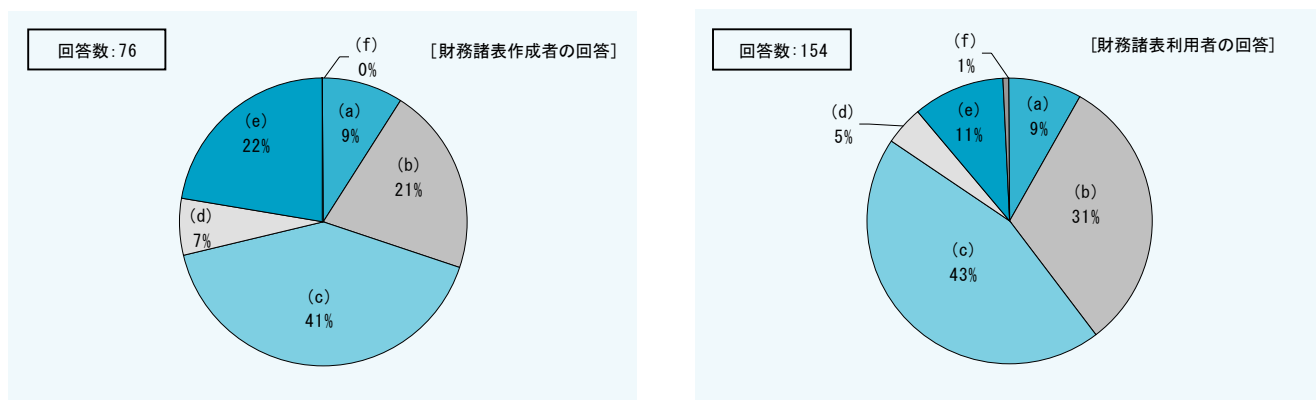
(1) 「当期純利益」については、今後も、利益として表示すべきでしょうか？

- (a) 現状のまま、存続させるべきである
- (b) 存続させるべきだが、事業による損益のみを表示するよう、資産・負債の価格変動に起因する時価評価的な損益(売却損益も含む)を除外する方向で見直すべきである
- (c) 存続させるべきだが、資産・負債の価格変動に起因する時価評価的な損益をもっと含める方向で見直すべきである
- (d) 「当期純利益」は廃止し、「包括利益」に一本化すべきである (e) 表示してもしなくてもよい
- (f) その他



(2) わが国では「包括利益」を導入する会計基準を2010年に設定する方向で検討が行われていますが、「包括利益」が導入された場合、どのように活用されると思われますか？

- (a) 業績指標として、「当期純利益」以上に活用される
- (b) 業績指標として、「当期純利益」と同程度に活用される
- (c) 業績指標としては引き続き「当期純利益」が主として活用され、「包括利益」はこれを補完する指標として活用される
- (d) あまり活用されない
- (e) どの程度活用されるかは、マスコミや会社四季報等、情報ベンダーなどがどのように活用するかに左右される部分が多いため、現段階では何とも言いえない
- (f) その他



質問 4-29 現在、IASB では「当期純利益」は存続させつつ、その定義を見直す方向で検討が行われています。具体的には以下の見直しを行なう方向で検討が行われています。

① 持ち合い株式・政策投資株式の売却損益や配当を当期純利益から除外する。

2009 年 7 月に IASB が公表した金融商品の評価分類に関する公開草案では、株式については時価の変動を損益に反映させることを原則としています。ただし、持ち合い株式や政策投資株式など、売買目的以外の株式については、企業が指定した場合、時価の変動を「その他の包括利益」に計上できることとする一方、その後の売却時には「リサイクリング」(時価の変動の累計の「その他の包括利益」から「当期純利益」への振替)は認めないこととしています。即ちこれらの株式については売却損益の計上による「当期純利益」の操作を認めないこととしています※。さらに、これらの株式については、減損は計上しない、配当も「その他の包括利益」に計上し当期純利益に計上できないこととしています※。

② 退職給付債務の積立不足の変動額(過去勤務債務や数理計算上の差異)を、その発生時に全額費用計上することで 2009 年 1 月に暫定的に合意されています。

以上の点を踏まえて以下の(1)～(5)にご回答ください。

※ 株主持分(資本)の中で、留保利益に振り替えることは、当該公開草案では認められる。

(1) 現在の IASB の案では企業が時価の変動を「その他の包括利益」に計上するものとして指定した株式については、「リサイクリング」を認めていません。即ち、売却による益出しは認めないこととしています。一方、退職給付債務の積立不足額の変動は、「当期純利益」に計上する方向で検討しています。即ち年金資産の時価の変動なども、「当期純利益」に反映されることとなります。これらの点について、どのようにお考えですか？

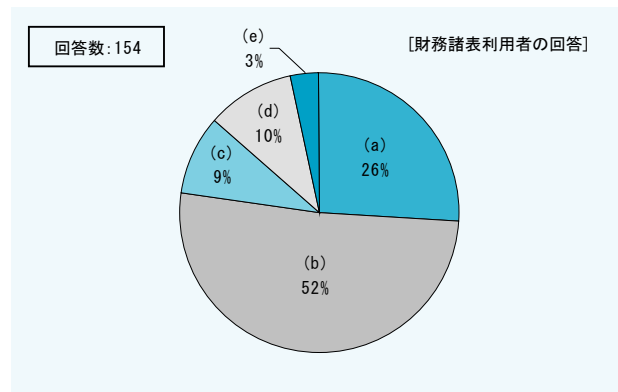
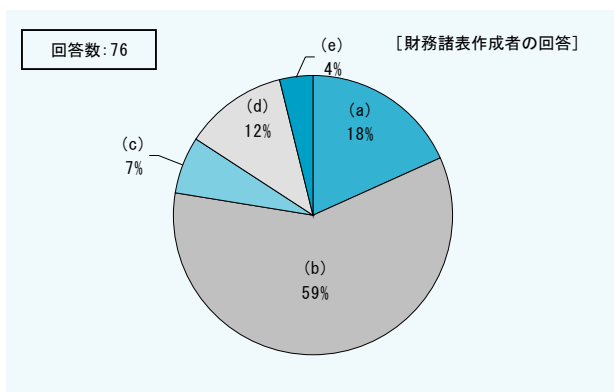
(a) いずれの案にも賛成である

(b) 株式の売却時にリサイクリングを認めないことに関しては、当期純利益が本業の利益をより適切に表示することになるため賛成だが、年金の積立不足額の変動を即時に「当期純利益」に計上することには、「当期純利益」の内容が本業よりも企業年金の状態に左右されることになるため反対である

(c) 年金資産・負債の実態や株式保有の効果を当期の損益に反映することが望ましく、退職給付債務の積立不足額の変動を即時に「当期純利益」に計上することには賛成だが、「当期純利益」から、株式の売却益を除外することには反対である

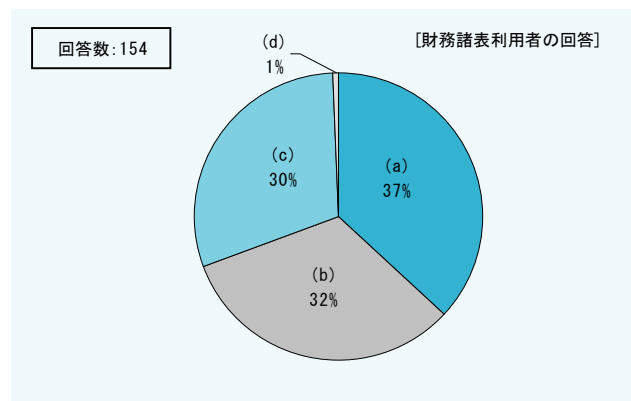
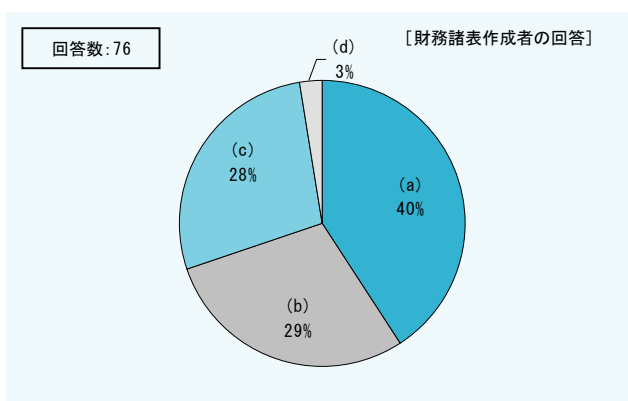
(d) いずれの案にも反対である

(e) その他 (注 14)



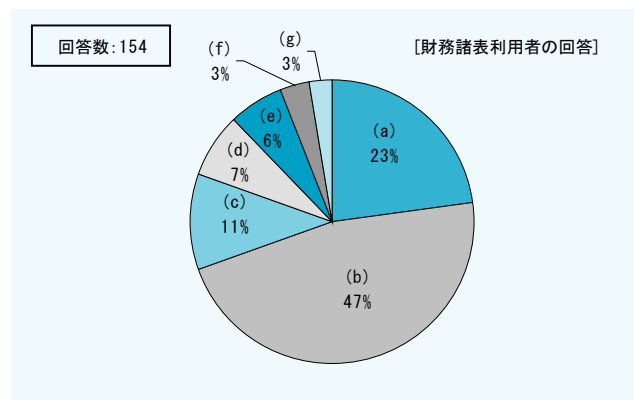
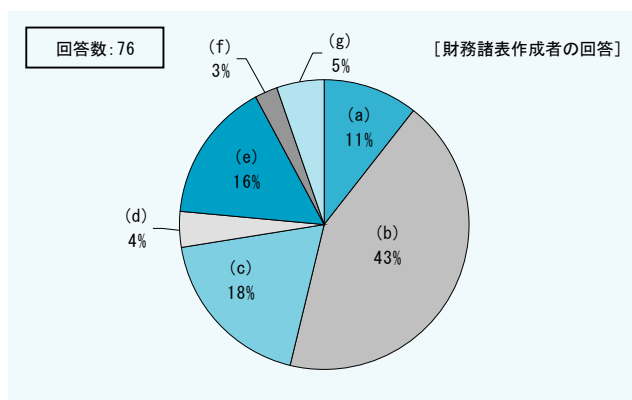
(2) 現在のIASBの案では企業が時価の変動を「その他の包括利益」に計上する株式として指定したものについて、配当も「その他の包括利益」に計上し、「当期純利益」への計上を認めないこととしています。この点について、どのようにお考えですか？

(a) 賛成である (b) 反対である (c) どちらでもよい (d) その他



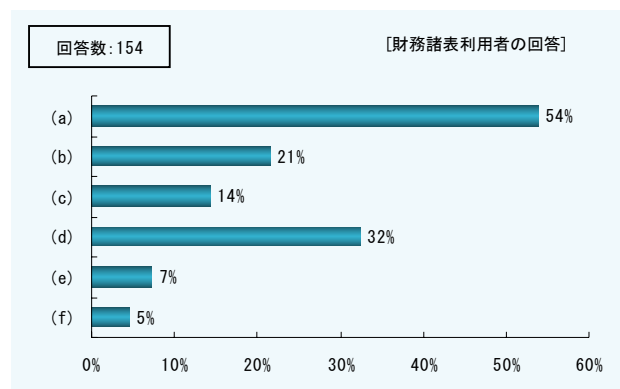
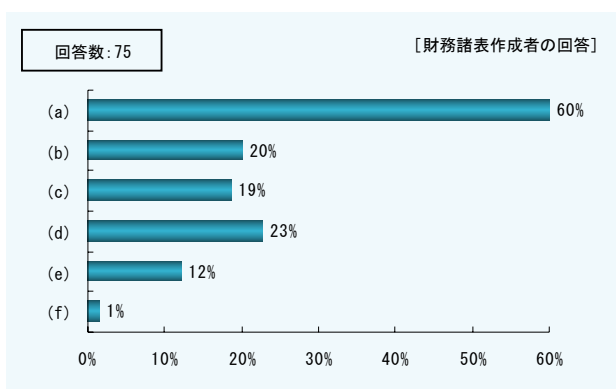
(3) 現在のIASBの案では、株式の時価の変動は、原則として「当期純利益」に計上されます。このことについてはどのように思われますか？

- (a) 株式の場合は、キャッシュ・フローが固定しておらず、時価で評価するのが適切であり、時価の変動を当期純利益に反映する公開草案の考え方は適切である
- (b) 短期的な時価の変動の実現を目的として保有する「売買目的」の株式以外の株式は、時価の変動を当期純利益ではなく、「その他の包括利益」に計上することが適切である
- (c) 売却に事業上の制約がある「政策投資株式」、「持ち合い株式」の時価の変動は「その他の包括利益」に計上し、それ以外の株式の時価の変動は、当期純利益に計上すべきである
- (d) 「政策投資株式」、「持ち合い株式」は取得原価で評価し、それ以外の株式は時価で評価すべきである
- (e) 売買目的以外の株式は取得原価で評価することが適切である
- (f) 株式は全て取得原価で評価すべきである
- (g) その他(注15)



(4) IASB の金融商品の公開草案の内容は、企業の株式保有にどのような影響を与えると思われますか？（複数回答可）

- (a) 「持ち合い株式」、「政策投資株式」の保有に対する株主や投資家の目は、一層厳しくなり、企業はこれらの株式の解消に向かう
- (b) 「持ち合い株式」、「政策投資株式」は売却を想定していないため、売却益の当期純利益への計上が認められないことによる影響は無い
- (c) 株主は「政策投資株式」、「持ち合い株式」を売却して、売却益を配当に回すよう求めるようになる可能性がある（公開草案では「その他の包括利益」に計上した売却益は、資本勘定内で留保利益へ振り替えることは認められている）
- (d) 銀行や保険会社のいわゆる「純投資」の株式は、売却益の計上を想定しているため、時価の変動を損益に計上せざるを得なくなる。したがって、これらの機関の株式保有は、時価の変動に耐えられる範囲に制限されるようになる
- (e) 銀行や保険会社の「純投資」の株式についても、「政策投資株式」、「持ち合い株式」と同様に、時価の変動を「その他の包括利益」に計上するようになる。（「その他の包括利益」に計上した売却益は、資本勘定内で留保利益に振り替えて対応する）
- (f) その他(注16)

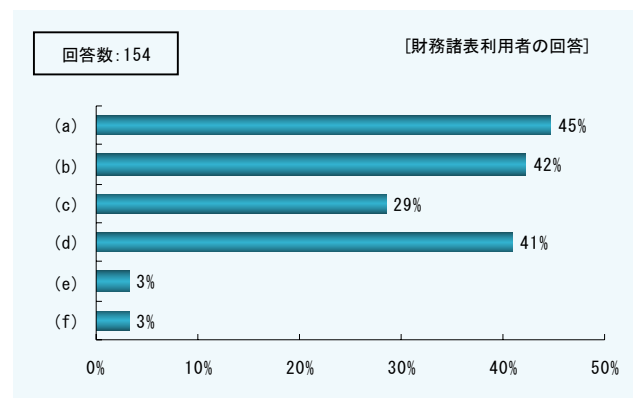
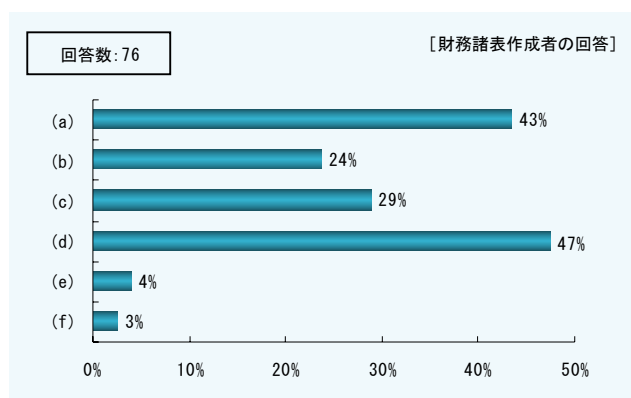


(5) 退職給付債務の積立不足額の変動を、「当期純利益」に計上することとした場合、どのような影響が生じると思われますか？（複数回答可）

- (a) 企業年金は、株式など、時価の変動の大きい資産を保有しなくなる
- (b) 年金負債とのデュレーションのマッチングやサープラス(=資産-負債)ベースの年金 ALM をより重視する

ようになる

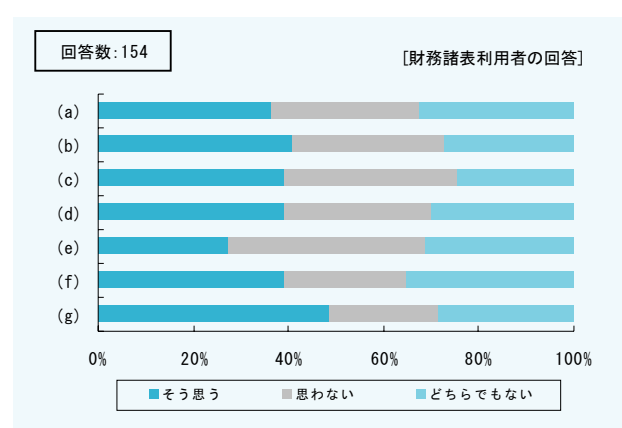
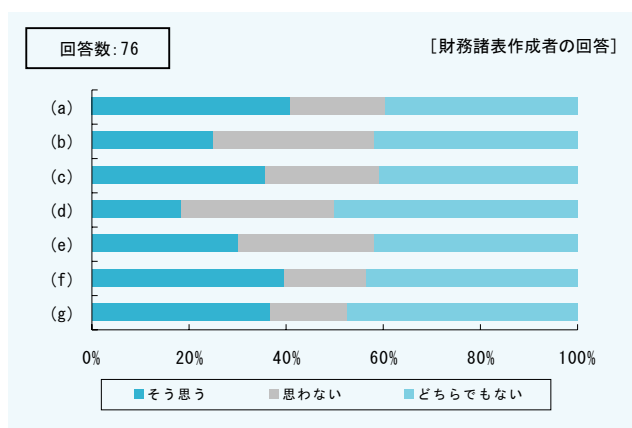
- (c)退職給付信託として拠出した株式が国際会計基準上も年金資産と認められた場合、その価格変動が、拠出企業の「当期純利益」に影響を与えることになる可能性があるため、当該信託の見直しが進む
- (d)確定給付型年金から確定拠出型年金への移行が進む
- (e)特別な影響は無い
- (f)その他(注17)



質問 4-30 IASB が 2009 年 7 月に公表した金融商品の評価分類に関する公開草案では、債券については、債券を保有する部門等が、契約に基づく利子・元本を回収するビジネス・モデルを採用している場合は、償却原価で評価し、それ以外の場合は、時価の変動を損益に反映させることとしています。「満期保有」、「売却可能資産」(わが国の「その他有価証券」)などの分類は廃止されます。この分類について、どのように思われますか？

下記(a)～(g)の項目について、「そう思う」、「思わない」、「どちらでもない」のいずれかに、マークをつけてください。

- (a) ビジネス・モデルによる分類は適切である
- (b) ビジネス・モデルによる分類は、企業の恣意的な分類を認めることになり、不適切である
- (c) 企業が保有する債券のほとんどは、時価の変動を損益計上することになる
- (d) 企業が保有する債券のほとんどは、償却原価で評価することになる
- (e) 時価で評価する場合は、その変動を「その他の包括利益」に計上できず、損益計上することについて賛成である
- (f) 公開草案では、償却原価で評価する金融商品と時価で評価する金融商品間の分類変更を認めないこととしているが、これについて賛成である
- (g) 企業の債券保有への影響は大きい

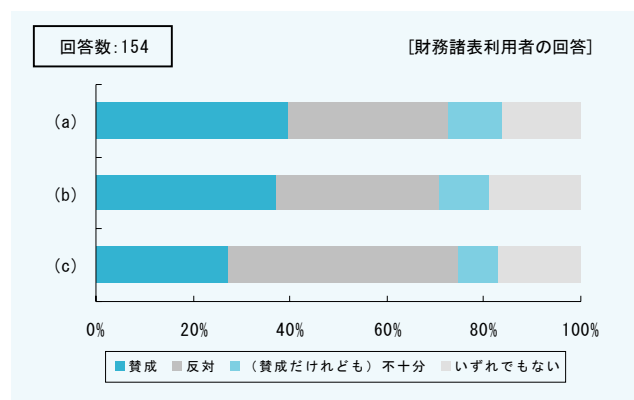
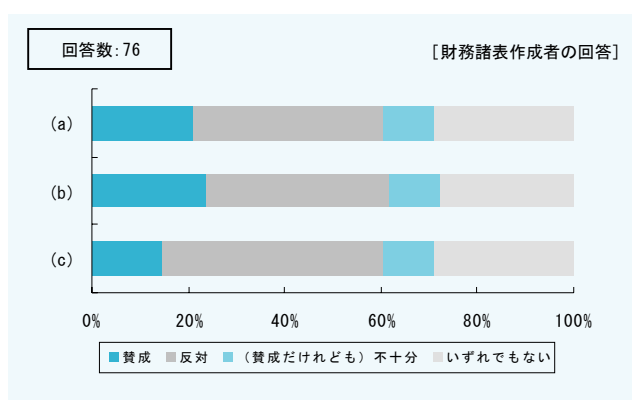


質問 4-31 昨年の秋以降、金融危機対応として行われた、金融商品に関する下記の見直しについてどのようにお考えですか？

下記(a)～(c)の項目について、「賛成」、「反対」、「(賛成だけれども)不十分」「いずれでもない」のいずれかに、マークをつけてください。

(a) 時価(公正価値)の算定方法の弾力化(米国、日本)

(b) 保有目的区分の変更の制限緩和(IASB、日本) (c) 減損の緩和(米国)



質問 4-32 ヘッジ会計の見直しについて、以下の(1)、(2)にご回答ください。

(1) 国際会計基準では、わが国のヘッジ会計で認められている金利スワップの特例、為替予約等の振当て処理(これらにより金利スワップや為替予約のオフバランス処理が可能)は認められず、これらのデリバティブも時価で貸借対照表に計上することを求めています。この点について、どのようにお考えですか？

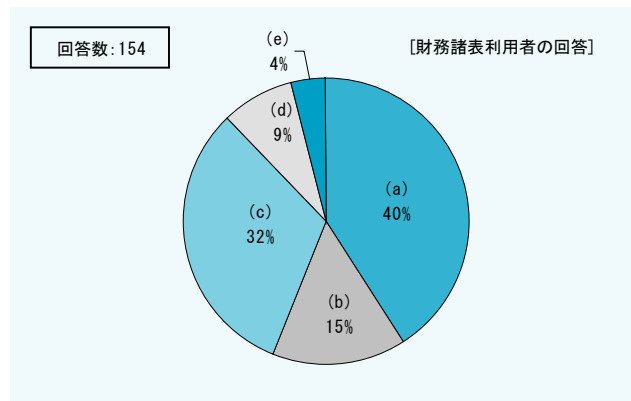
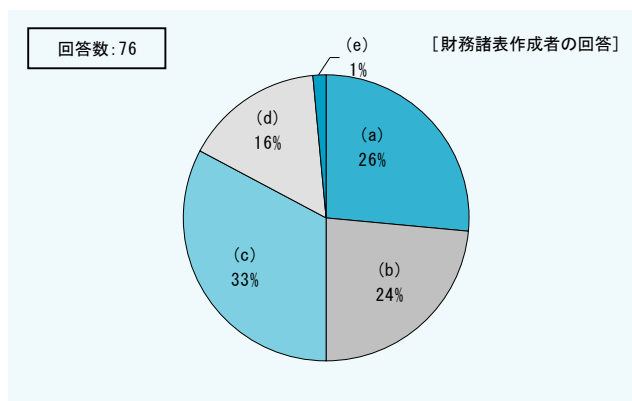
(a) 国際会計基準の会計処理が妥当である

(b) わが国の会計処理が妥当である

(c) 国際会計基準の会計処理は妥当だとは思われるが、実務上、対応に苦慮する

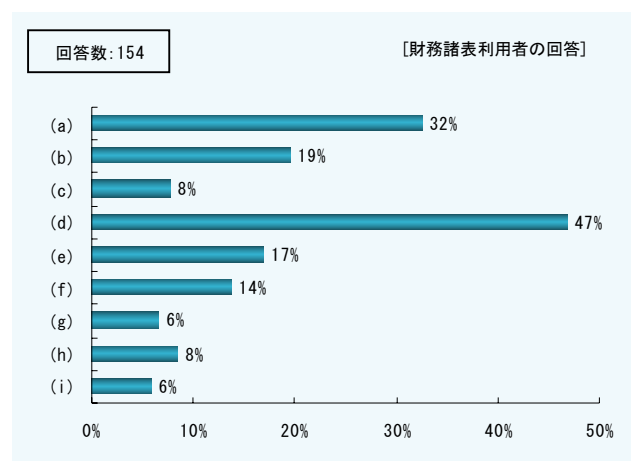
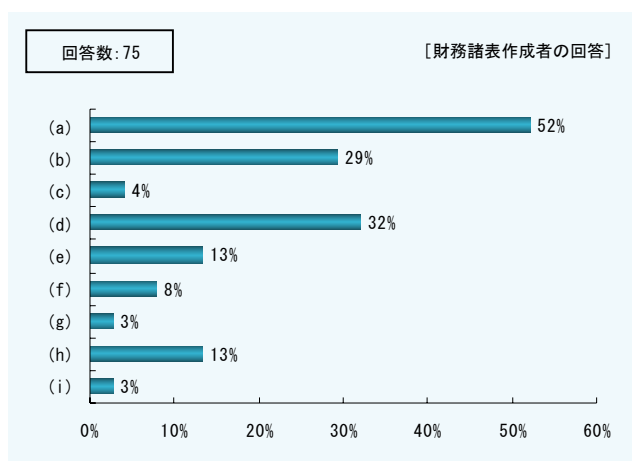
(d) あまり影響があるとは思われず、どちらでもよい

(e) その他



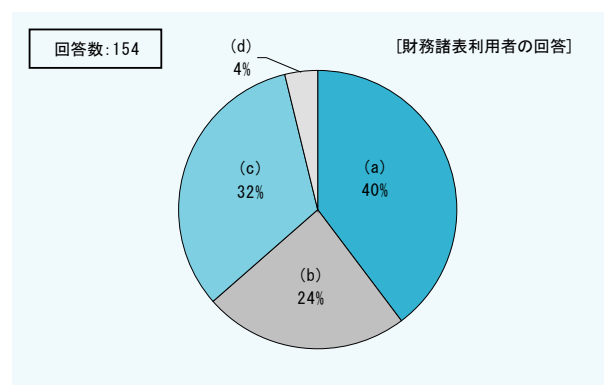
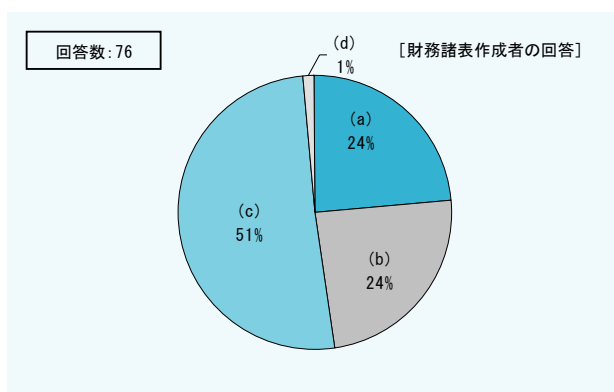
(2) ヘッジ会計に関連して、下記の項目のうち、望ましい項目があればマークをつけてください。(複数回答可)

- (a) ヘッジ指定手続きの簡素化(ただし、ヘッジ指定の事後の解除の禁止が条件)
- (b) ヘッジの有効性テスト(数値基準)の弾力化・廃止(ただし、ヘッジ指定の事後の解除の禁止が条件)
- (c) 部分ヘッジ(一部のリスクのみのヘッジ)の廃止
- (d) 会計処理の一本化 (e) 包括ヘッジの弾力化
- (f) マクロ・ヘッジ会計(資産・負債のネット・ポジションのヘッジ)の導入
- (g) 公正価値オプションのわが国への導入
- (h) 全面時価会計導入によるヘッジ会計の廃止
- (i) その他望ましい項目(注18)



質問 4-33 IASB では負債の時価の算定方法についても検討中です。負債の時価の算定方法について、どのよう
にお考えですか？

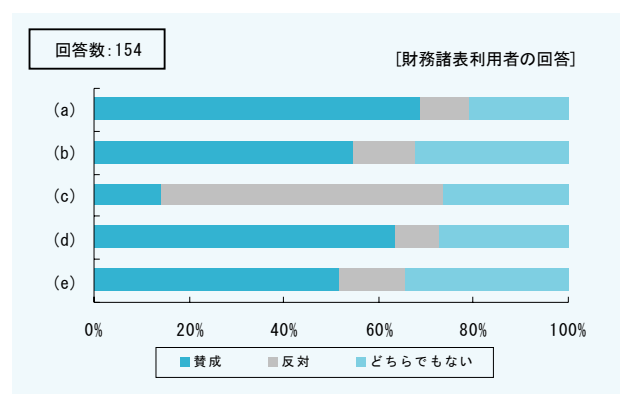
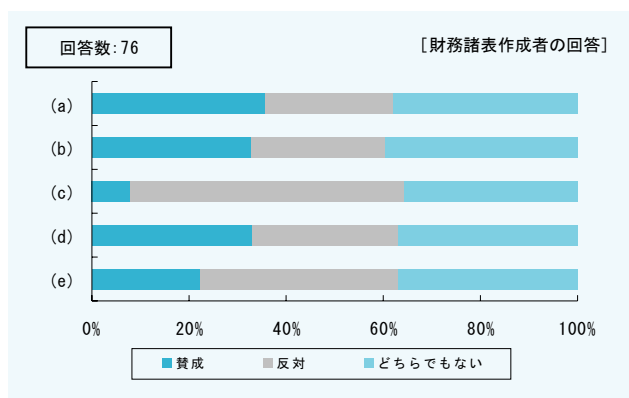
- (a) 債務者が負債の時価を算定するに当たっては、債務者自身の信用リスクを含めるべきである
- (b) 債務者が負債の時価を算定するに当たっては、債務者自身の信用リスクを除くべきである
- (c) 負債はそもそも時価で評価すべきではない
- (d) その他



質問 4-34 IASB が 2008 年 10 月に公表した論点整理「財務諸表の表示に関する予備的見解」では、財務諸表の様式的大幅な見直しを提案しています。

下記 (a)～(f) の提案内容について、「賛成」、「反対」、「どちらでもない」のいずれかに、マークをつけてください。

- (a) 財政状態計算書(旧貸借対照表)、包括利益計算書(旧損益計算書)、キャッシュ・フロー計算書の各項目が、「事業」(さらに「営業」、「投資」)と「財務」に分類して表示される
- (b) 財政状態計算書(旧貸借対照表)、包括利益計算書(旧損益計算書)、キャッシュ・フロー計算書において、廃止事業に係る項目が、継続事業と区分して表示される
- (c) 財政状態計算書の資産・負債が (a) の分類別にネット表示され、総資産・総負債額が表示されない(注記で表示)
- (d) 包括利益計算書の各項目が、機能別・性質別に細かく表示される
- (e) キャッシュ・フロー計算書は直接法での作成が求められ、別途「包括利益」の各項目と「キャッシュ・フロー計算書」の各項目を示す調整表の作成が求められる
- (f) その他コメントがあればご記入ください(注 19)



質問 4-35 IASB では、金融資産・金融負債のオフバランス化の要件について、簡素化及び金融危機への対応を目指し、現在見直しを行なっています。

2009 年 3 月に公表された改正基準案「認識の中止」では、金融資産を①資産からのキャッシュ・フローに対する権利がなくなり、②譲渡した資産への継続的関与を有しておらず、③譲受人が譲渡等の能力を有している場合に、譲渡した金融資産のオフバランス化を認めることとしています。

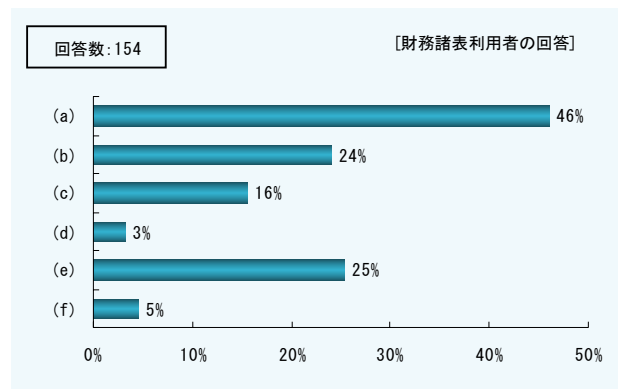
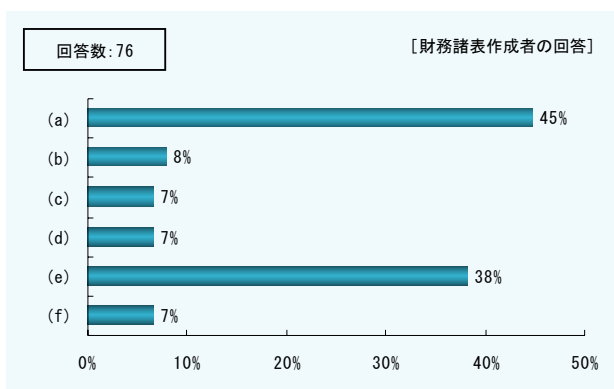
証券化の場合は、金融資産を構成要素に分解して譲渡されることが多いが、改正案では、金融資産

の具体的に特定されたキャッシュ・フローや、金融資産のキャッシュ・フローに比例的な割合である場合に限り、一部分の譲渡を認めることとしています。

買戻条件付譲渡の場合でも、対象資産が容易に市場から調達可能である場合には、貸借ではなく譲渡として会計処理することとしています。

この案について、どのようにお考えですか？（複数回答可）

- (a) 従来よりも簡素で、安易にオフバランス化を認めない内容となっており、望ましい改正である
- (b) 譲渡先の SPE の資金調達が優先・劣後構造となっており、オリジネーターが劣後部分を保有する場合には、資産の譲渡が認められない点は、証券化の実務にそぐわず、見直しが必要である
- (c) レポ取引を譲渡として会計処理しなければならない点は見直しが必要である
- (d) 改正基準案の考え方は妥当性を欠く
- (e) 改正基準案だけでは、どのような場合にオフバランス化が認められるか明確ではないため、妥当か否か判断できない
- (f) その他(注 20)



質問 4-36 IASB では、SPE (特別目的事業体) の連結も視野に入れた新しい連結基準案を公表しています。

ある企業が他の企業を連結するか否かを判断する際に、その企業の活動を指揮するパワーを有しているか否かだけでなく、その企業から得るリターン(マイナスの場合も含む)も考慮に入れて判断することとしています。SPE、SIV などの仕組企業の場合は、その活動は議決権その他の取り決めなどの伝統的な手法によっては左右されないため、仕組企業を支配しているか否かを把握する際には、リターンがその報告企業(連結財務諸表作成者)にどのように配分され、リターンに影響を与える活動の決定に報告企業がどのように関与しているかを、確認します。さらに、これら SPE、SIV が連結対象外となったとしても、報告企業がこれら仕組企業に関与を有している場合には、その内容とそれに伴うリスクを注記で開示するよう求めています。

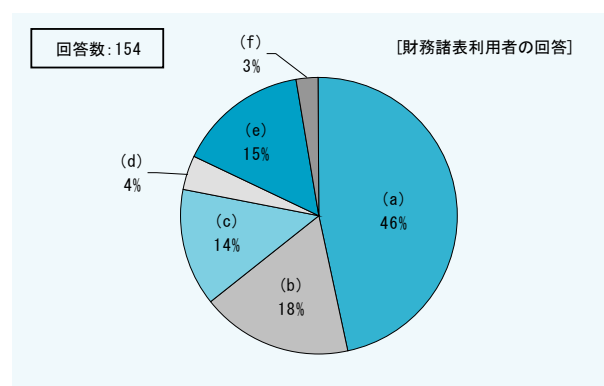
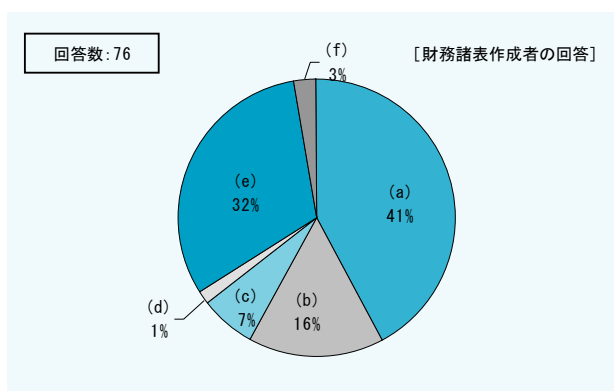
この案について、どのようにお考えですか？

- (a) 従来、オフバランスとされていた資産・負債が、財務諸表に適切に反映されることになり、望ましい改正といえる
- (b) 報告企業から見て、リスクが遮断されたはずの資産・負債が、連結されることになり、かえって財務諸表利用者をミスリードする可能性がある
- (c) 改正基準案でも SIV はその設立に関与している金融機関には連結されないことが多いと思われ、オフバランスのスキームのリスクが、連結財務諸表に十分反映されているとは言えない

(d) (c)のような問題はあるが、注記により十分カバーできる

(e) 改正基準案だけでは、どのような SPE が連結対象になるか明確ではないため、妥当か否か判断できない

(f) その他



質問 4-37 IASB は FASB と共同で収益の計上に関する包括的な会計基準を検討しており、2008 年 12 月には討議資料を公表しています。

討議資料では、収益を契約資産・負債の変動ととらえる新しい考え方を示しています。企業が財・サービスを顧客に引き渡した場合、履行義務が果たされて契約負債は減少した結果、収益が計上されます。このような方法では、履行義務をどのように評価するかによって収益の計上方法は異なります。

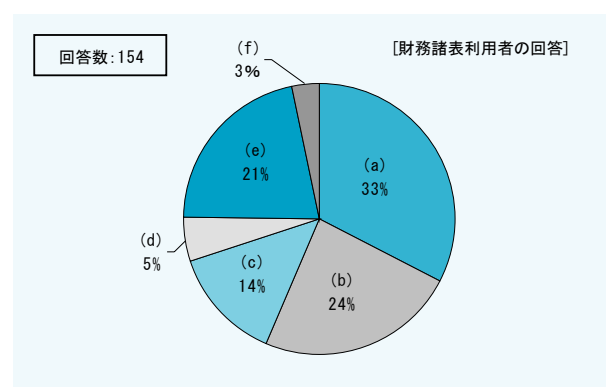
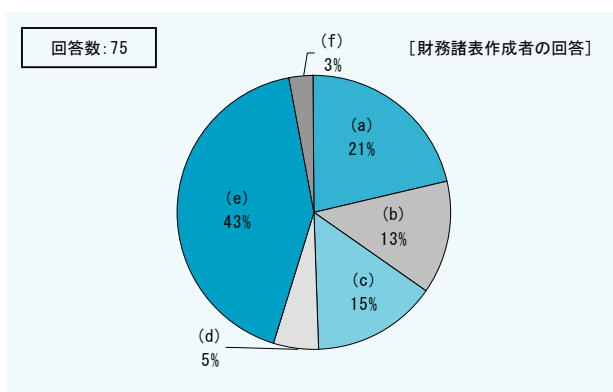
討議資料では、独立した第三者に履行義務を移転した場合の「現在出口価値」で測定する「現在出口価値アプローチ」と、顧客が契約で約束した対価で測定する「顧客対価アプローチ(当初取引価格アプローチ)」を提案しています。

前者による場合、契約を締結しただけで、その対価とサービスの履行義務(下請価格等)の差額が契約時に収益として計上されます。これに対して、後者の場合は、契約締結時には、契約の対価と履行義務の価値は同じであるため、収益は計上されません。IASB は基本的には、顧客対価アプローチを採用する方向です。

また、個々の財やサービスに対する支配が顧客に移転した時に収益を計上するため、工事契約は進行基準ではなく完成基準により計上することになり、複数要素契約は、顧客への支配の移転の時期が異なる要素に分けて収益計上します。

この案について、どのようにお考えですか？

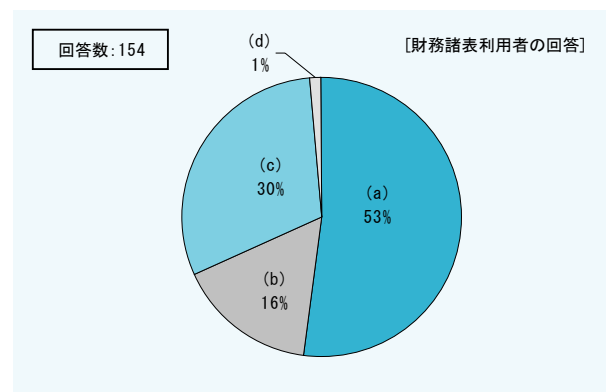
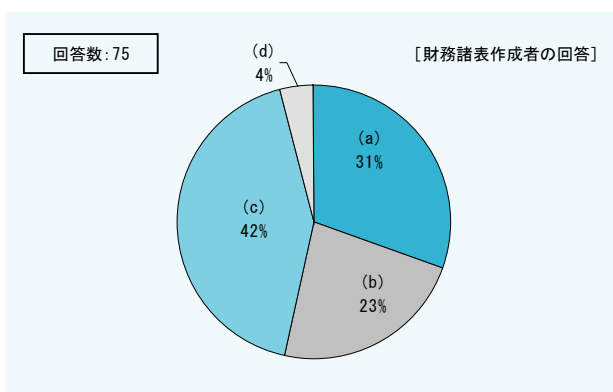
- (a) 契約資産・負債の変動に焦点を当てることで、企業の収益計上の操作の余地を削減しており、方向性としては望ましい改正である
- (b) 論点整理の考え方は基本的には妥当であると思われるが、工事進行基準が認められなくなることは、これまでの流れに逆行し、望ましくない
- (c) 契約資産・負債の変動に焦点を当てても、その計上額や履行義務の配分時期を操作することは可能であり、討議資料の案は、内容が複雑なわりに効果が乏しいと思われる
- (d) そもそも契約資産・負債の変動に焦点を当てるアプローチでは、現在出口価値を用いて測定すべきであるところ、顧客対価アプローチを用いる方向で検討されており、整合性がとれない内容となっている
- (e) 討議資料の内容だけでは、現在の収益計上方法がどのように変わるかが明確ではないため、妥当か否か判断できない
- (f) その他(注 21)



質問 4-38 IASB は FASB と共同でリース会計の見直しを検討しており、2009 年 3 月に討議資料では、現在、賃貸借処理が行われており、借り手が資産・負債計上していないオペレーティング・リースについて、借り手にリース物件の使用権を資産、リース料支払義務を負債に計上する案を示しています。

この案について、どのようにお考えですか？

- (a) ファイナンス・リースをオペレーショナル・リース化することで借り手がオフ・バランス処理することを防止できるため、望ましい会計処理である
- (b) 使用権の内容はリース物件とは一致するものではなく、提案された会計処理ではかえって経済的実態が財務諸表に反映されなくなる
- (c) 討議資料の内容だけでは、明確ではない部分が多く、妥当か否か判断できない
- (d) その他

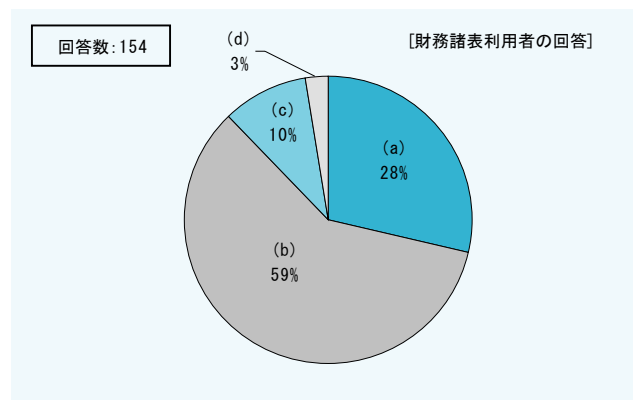
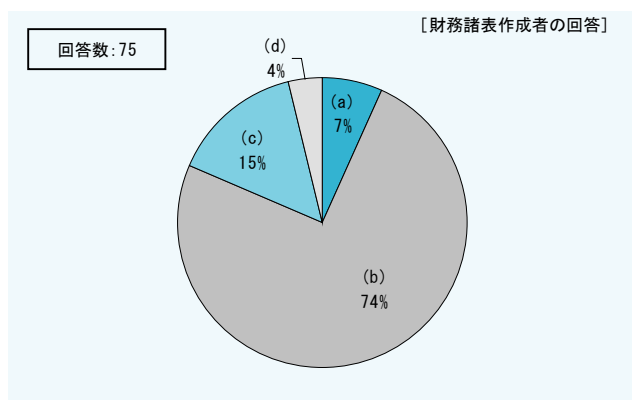


質問 4-39 IASB では、2009 年中に、引当金の新しい会計基準を公表する予定です。

2005 年に既に公開草案が公表されており、引当金、偶発負債、偶発資産をまとめて「非金融負債」とし、信頼性を持ってその金額を見積もれる現在の債務を認識することとしています。負債の金額は、起こりうる全ての結果をそれぞれの発生確率に基づいて加重平均して見積もります。

この案について、どのようにお考えですか？

- (a) 妥当な会計処理である
- (b) 妥当な処理ではあるが、負債を発生確率に基づいて見積もることは困難であり、実務上対応が難しい
- (c) 妥当ではない
- (d) その他(注 22)



質問 4-40 その他、国際会計基準やわが国の対応に対するご意見があればご自由にご記入ください。

[財務諸表作成者]

- ・IFRS 適用に伴い、企業サイドの負荷軽減の観点から、会社法、税法の見直しの議論が必要であると考えます。
- ・コンバージェンスを進めることで、アダプションの際の変化を極小化してほしい。
- ・IFRS の導入については、グローバルな展開をしている企業のみが任意で適用すべきであると考えます。
- ・十分な検討が必要。わが国の国益を勘案し、唯々諾々と甘受するのではなく、明確な意志を持って臨んで欲しい。

[財務諸表利用者]

- ・各国の商慣習、税制など、各国の事情を反映した会計基準が望ましい。
- ・一定の継続性は維持してほしい。時価重視は理解できなくもないが一定の理論価値を許容すべき。後は退給債務など長期にわたる支払い債務等を一断面の価格評価するというのもナンセンスな気がする。
- ・国際会計基準統一の流れは止められないと思われ、日本の意見をできる限り基準に反映するよう努力すべき。
- ・ルールは長期間変わらないからルールとして存在する。頻繁にルールが変わると、それはルールではない。
- ・世界的な流れの中で、日本がどれくらいの発言力があるのか疑問。
- ・毎年毎年会計基準が変更されており、継続性の原則が消失しているように見える。

(注 1) 質問 2-2 (d)

[財務諸表作成者] 回答数: 0

[財務諸表利用者] 回答数: 7 (うち記述なし: 1)

- ・各国で税制等が異なる以上、各国の事情に応じた会計基準が望ましい。
- ・ショックが軽微
- ・一度に「アダプション」すると混乱を招く恐れがある
- ・過去の財務諸表との整合性と連続性を確認できる。
- ・これまでの基準との整合性がある。調整後のデータを継続使用できる。
- ・欧米主導の基準で国益を損ねる可能性がある。

(注2) 質問 2-3 (d)

[財務諸表作成者] 回答数：4

- ・海外の同業他社との比較がより容易となる。
- ・IAS の議論に日本の考え方を主張しやすくなる。
- ・コンバージェンスでは実務レベルで差異が残り、作成者の立場からは煩雑。
- ・グループ会社の会計処理基準の統一

[財務諸表利用者] 回答数：5 (うち記述なし：1)

- ・わが国企業と海外企業の財務諸表の比較可能性が高まる。
- ・他国企業との比較が簡単になる。
- ・EPS などが同基準で算出されることで株価指標の正確な国際横比較が可能になる。
- ・海外企業との比較が容易になる。

(注3) 質問 2-4 (i)

[財務諸表作成者] 回答数：2 (うち記述なし：1)

- ・過去のデータとのつながりが見えにくくなる

[財務諸表利用者] 回答数：6 (うち記述なし：1)

- ・時系列の比較が一旦難しくなる。
- ・時価評価を重視する結果、企業の将来的な収益予測が困難となる。
- ・自国の経営環境以外の環境変化で基準の改正が行われてしまう可能性がある。
- ・上記(h)に関しては企業の自主的開示項目として残せばいいだけのことであり会計基準で決めるべき項目ではないと思料
- ・アダプションの場合、税法との調整が実務的に非常に煩雑になる可能性がある。

(注4) 質問 2-10 (d)

[財務諸表作成者] 回答数：8

- ・妥当 (7)
- ・連結子会社を含めて具体的にどの程度会計手続きやシステム変更に関する労力がかかるかによる。

[財務諸表利用者] 回答数：10 (うち記述なし：1)

- ・妥当 (8)
- ・大規模会社はタイミングを前倒し、小規模会社については猶予を設けるようなスケジュール設定が望ましい。

(注5) 質問 2-14 (k)

[財務諸表作成者] [財務諸表利用者] ともに回答数：0

(注6) 質問 2-15 (l)

[財務諸表作成者] 回答数：0

(注7) 質問 2-16 (f)

[財務諸表作成者] 回答数：3

- ・ 税務目的で日本会計基準で作成、連結のための監査実施するが開示はしない。
- ・ 法人税法及び会社法との関係による。基本的には調整し、個別財務諸表は廃止すべき
- ・ 個別財務諸表が重要な会社もあるので、業種により対応を検討(一律のルールにしないほしい)

[財務諸表利用者] 回答数：2 (うち記述なし：1)

- ・ 企業の任意開示事項とすればよい。

(注8) 質問 2-19 (k)

[財務諸表利用者] 回答数：1

- ・ 開示の簡素化は透明性の減退・有価証券明細など日本企業の特徴を考慮する必要。

(注9) 質問 2-20 (k)

[財務諸表作成者] 記述なし

(注10) 質問 2-21 (c)

[財務諸表利用者] 回答数：2

- ・ 経営者による会計操作の余地を少なくする必要がある。
- ・ 開示がなくなるのは却って投資リスクを高める点に留意すべき。

(注11) 質問 3-24 (n)

[財務諸表作成者] 回答数：1

- ・ のれん、無形資産の減損リスト

[財務諸表利用者] 回答数：0

(注 12) 質問 3-26 (1)

[財務諸表作成者] 回答数：19 (うち記述なし：8)

- ・ない (7)
- ・合わせるべき (2)
- ・わからない (2)

[財務諸表利用者] 回答数：21 (うち記述なし：9)

- ・ない (8)
- ・全て合わせるべき (2)
- ・退職給付見直し (1)
- ・「どのステークホルダーに向けた財務諸表か」を明らかにすべきである。

(注 13) 質問 4-27 (k)

[財務諸表作成者] 回答数：0

[財務諸表利用者] 回答数：1

- ・当期純利益と包括利益のそれぞれの意義

(注 14) 質問 4-29(1) (e)

[財務諸表作成者] 回答数：3 (うち記述なし：2)

- ・わからない

[財務諸表利用者] 回答数：5 (うち記述なし：2)

- ・時価評価は利益に反映されるべきではなく、CF に反映されるべきである。
- ・よくわからない。
- ・ルールが複雑化することはかえって透明性と背反する。既存のルールで分析側に裁量を与えるほうが、好ましいと思う。とにかく、頻繁にルールを細かく見直さないで欲しい。

(注 15) 質問 4-29(3) (g)

[財務諸表作成者] 回答数：4 (うち記述なし：1)

- ・売買目的以外の有価証券に関して、表記は時価でかまわないが利益に関わらないようにすべきである
- ・当期純利益は廃止
- ・保有目的に応じて時価評価を行い、「当期純利益」や「包括利益」に計上。持ち合いなどは取得原価で評価し、リスク情報として開示。

[財務諸表利用者] 回答数：4（うち記述なし：3）

- ・含めてもかまわないと考えるが、投資評価の際に当期純利益の重要性が下がることになるだろう。

(注 16) 質問 4-29(4) (f)

[財務諸表作成者] 回答数：1（記述なし）

[財務諸表利用者] 回答数：7（うち記述なし：5）

- ・マーケットがどう判断するか次第で現時点では見当つかない
- ・世の中は今よりもっとボラタイル(不安定、脆弱)になる

(注 17) 質問 4-29(5) (f)

[財務諸表作成者] 回答数：2（うち記述なし：1）

- ・本業以外の短期的な外的要因で企業業績が大きく変動することになる。

[財務諸表利用者] 回答数：5（うち記述なし：3）

- ・年金資産を評価する場合の割引率が経営者によって操作される可能性がある。
- ・投資評価の際に当期純利益の重要性が下がることになるだろう。

(注 18) 質問 4-32(2) (i)

[財務諸表作成者] 回答数：2（うち記述なし：1）

- ・わからない

[財務諸表利用者] 回答数：9（すべて記述なし）

(注 19) 質問 4-34 (f)

[財務諸表作成者] 回答数：1

- ・(e)の調整表開示まで不要にしてもらいたい（監査用に作成するのみ）

[財務諸表利用者] 回答数：1

- ・ただでさえキャッシュ・フロー計算表の予想値は作成に手間がかかるのに元の実績値が複雑化するのはいただけない。

(注 20) 質問 4-35 (f)

[財務諸表作成者] 回答数：5（うち記述なし：3）

- ・わからない (2)

[財務諸表利用者] 回答数：7 (うち記述なし：4)

- ・わからない (2)
- ・従来よりも簡素で容易にオフバランス化を認めない内容だが、望ましいとは一概に言えない。

(注 21) 質問 4-37 (f)

[財務諸表作成者] 回答数：2 (うち記述なし：1)

- ・よくわからない

[財務諸表利用者] 回答数：5 (うち記述なし：3)

- ・よくわからない
- ・従来の考え方を換え、資産・負債の変動に焦点をあてることについてもっと議論すべき

(注 22) 質問 4-39 (d)

[財務諸表作成者] 回答数：3 (うち記述なし：1)

- ・わからない
- ・明確でない部分が多く判断できない

[財務諸表利用者] 回答数：4 (うち記述なし：2)

- ・わからない
- ・そもそも発生確率が合理的に算定できなければ、余計な調整は不要